

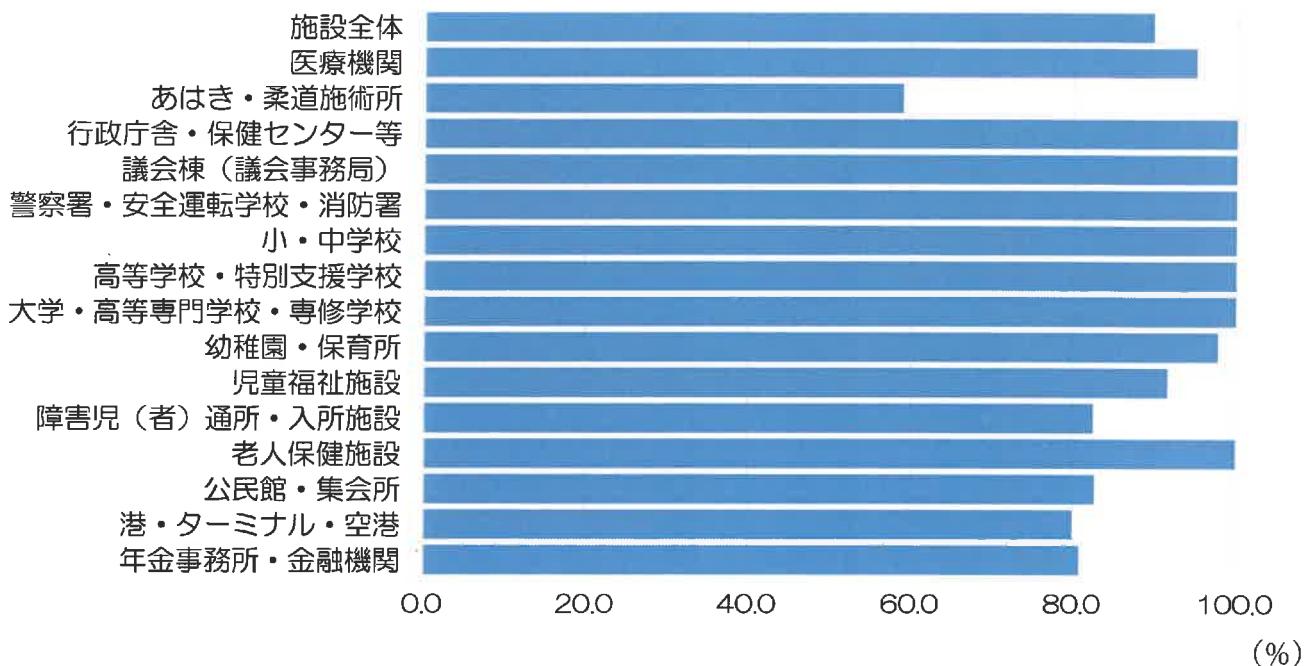
集計結果

2. 集計結果

(1) 調査対象施設の回収状況の実数及び回収率

- 対象施設694件のうち、調査票回収できた施設が623件であった（回収率：89.8%）
- 施設カテゴリ別でも回収率はほとんど80%を超えており、「あはき・柔道施術所」については59%と回収率は低かった。

(施設カテゴリ別割合)



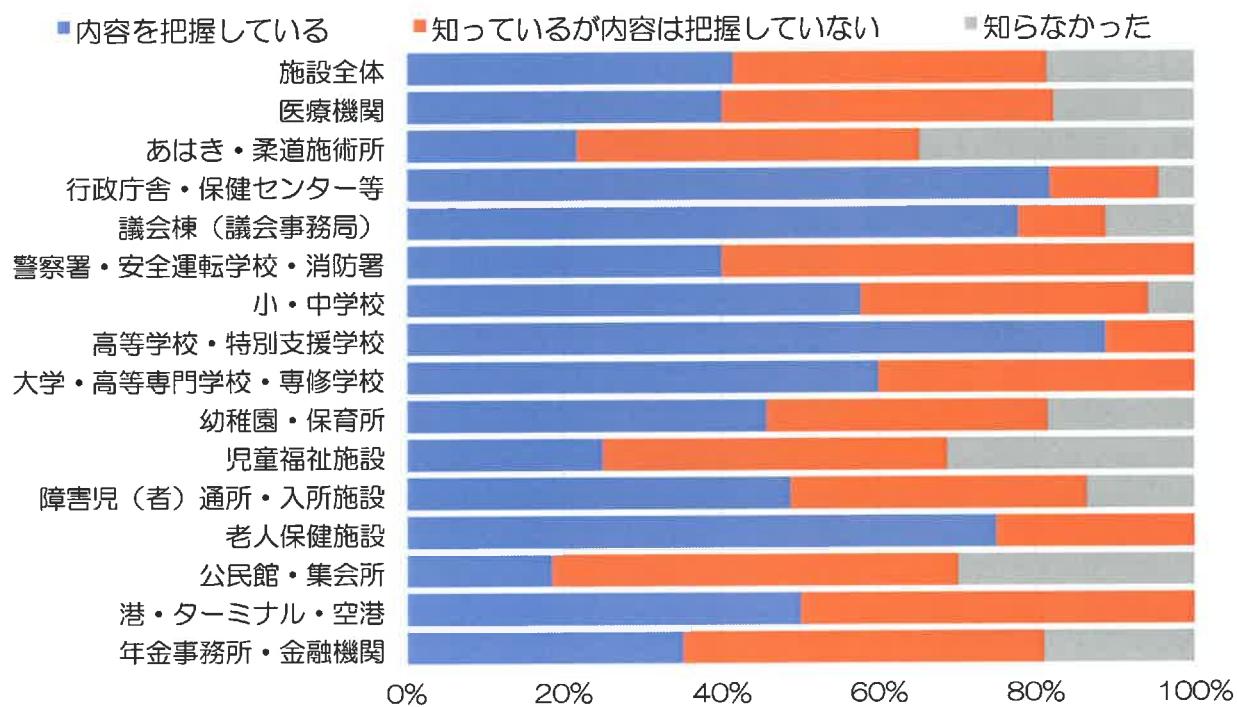
(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	回収数	対象施設数
施設全体	623	694
医療機関	134	141
あはき・柔道施術所	23	39
行政庁舎・保健センター等	45	45
議会棟（議会事務局）	9	9
警察署・安全運転学校・消防署	10	10
小・中学校	54	54
高等学校・特別支援学校	9	9
大学・高等専門学校・専修学校	4	4
幼稚園・保育所	92	94
児童福祉施設	33	36
障害児（者）通所・入所施設	38	46
老人保健施設	4	4
公民館・集会所	125	151
港・ターミナル・空港	4	5
年金事務所・金融機関	38	47

(2) 「健康増進法の一部を改正する法律」の認識状況

- 本法律の認識状況として、施設全体では「内容を把握している」41.4%、「知っているが内容は把握していない」40%、「知らなかった」18.6%であった。
- 「行政庁舎・保健センター等」、「議会棟」、「小・中学校」、「高等学校・特別支援学校」、「大学・高等専門学校・専修学校」、「老人保健施設」、「港・ターミナル・空港」においては内容を把握しているが5割以上であったがそれ以外の施設カテゴリについては、知っているが内容は把握していないとの回答が半数以上であった。

(施設カテゴリ別割合)



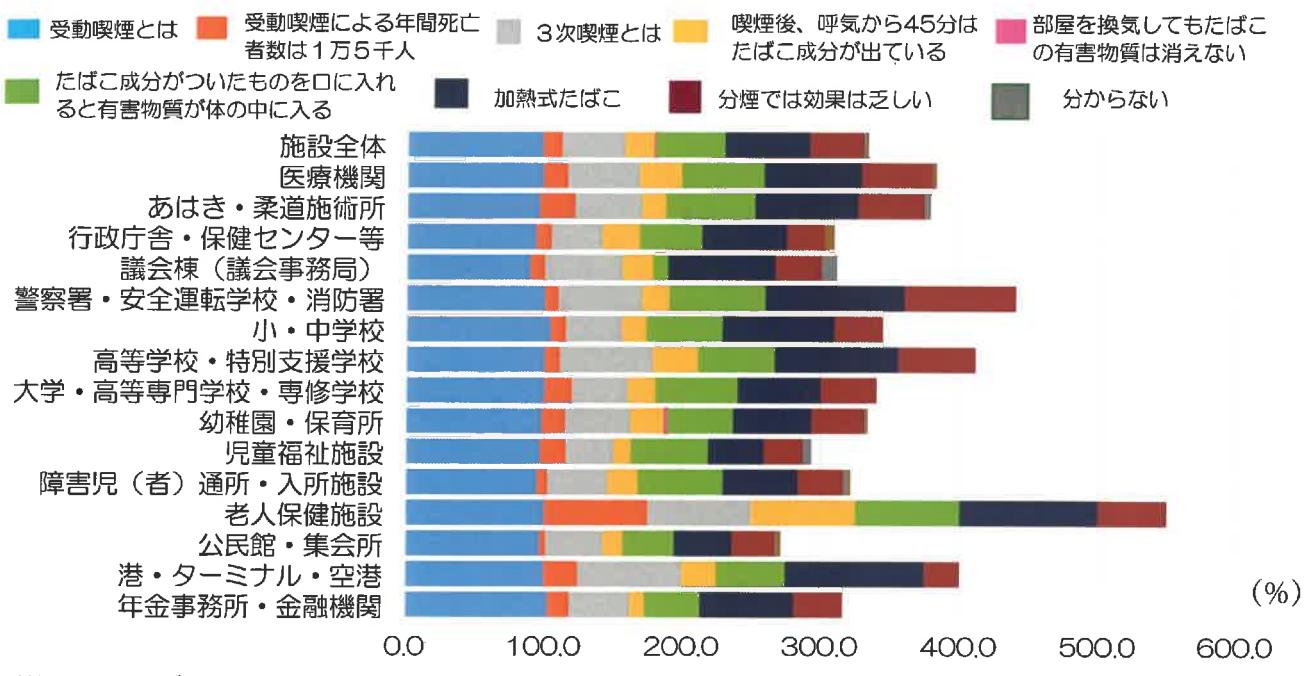
(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	内容を把握している	知っているが内容は把握していない	知らなかった	※N数
施設全体	254	245	114	613
医療機関	52	55	23	130
あはき・柔道施術所	5	10	8	23
行政庁舎・保健センター等	36	6	2	44
議会棟（議会事務局）	7	1	1	9
警察署・安全運転学校・消防署	4	6	0	10
小・中学校	30	19	3	52
高等学校・特別支援学校	8	1	0	9
大学・高等専門学校・専修学校	3	2	0	5
幼稚園・保育所	42	33	17	92
児童福祉施設	8	14	10	32
障害児（者）通所・入所施設	18	14	5	37
老人保健施設	3	1	0	4
公民館・集会所	23	64	37	124
港・ターミナル・空港	2	2	0	4
年金事務所・金融機関	13	17	7	37

(3) 受動喫煙の影響について知っているもの（複数回答）

- ・施設全体として、「受動喫煙とは」の項目について知っていると回答している施設は多いものの、それ以外の項目において回答率はかなり低かった。
 - ・特に、「受動喫煙による年間死者数は1万5千人」「喫煙後、呼気から45分はたばこ成分が出ている」「部屋の換気をしてもたばこの有害物質は消えない」「分煙では効果が乏しい」については回答率がほとんどの施設カテゴリで5割未満であった。その中でも「部屋の換気をしてもたばこの有害物質は消えない」について幼稚園・保育所以外からの回答はなかった。

(施設カテゴリ別割合) ※各回答項目の割合を積み上げています



施設力テゴリ	受動喫煙とは 受動喫煙による年間死亡者数が1万5千人いる	3次喫煙とは タバコ成分が出ている	喫煙後呼気から45分は この部屋の換気物質をしてもたばこ部屋の換気物質をしてもたばこ	を口に吸入されると有害物質が体の中に入ると有害物質が紙たばこ	同様に有害物質が紙たばこも紙たばこ	加熱式たばこも紙たばこも紙たばこ	分煙では受動喫煙対策効果は乏しい	分からぬい	未回答	※N数	
施設全体	600	85	278	134	2	310	376	237	7	13	613
医療機関	128	23	67	40	0	78	91	66	0	4	130
あはき・柔道施術所	22	6	11	4	0	15	17	11	1	0	23
行政庁舎・保健センター等	41	5	16	12	0	20	27	12	0	3	44
議会棟(議会事務局)	8	1	5	2	0	1	7	3	1	0	9
警察署・安全運転学校・消防署	10	1	6	2	0	7	10	8	0	0	10
小・中学校	54	6	21	9	0	29	42	18	0	0	52
高等学校・特別支援学校	9	1	6	3	0	5	8	5	0	0	9
大学・高等専門学校・専修学校	5	1	2	1	0	3	3	2	0	0	5
幼稚園・保育所	90	16	43	23	2	44	52	35	1	1	92
児童福祉施設	31	6	11	4	0	18	13	9	2	0	32
障害児(者)通所・入所施設	35	3	16	8	0	23	20	12	1	1	37
老人保健施設	4	3	3	3	0	3	4	2	0	0	4
公民館・集会所	120	6	51	18	0	46	52	39	1	4	124
港・ターミナル・空港	4	1	3	1	0	2	4	1	0	0	4
年金事務所・金融機関	38	6	16	4	0	15	25	13	0	0	37

(4) 施設における現在の禁煙区域について（令和元年8月1日時点）

- ・医療機関では「敷地内完全禁煙」となっている施設が54.1%と約半分程度であり、「施設内禁煙」「施設内分煙」「とくに定めていない」と回答する施設が45.1%あった。
- ・行政庁舎・保健センター等について、「施設内禁煙」が59.1%と最も多く、一部施設については「施設内分煙」(13.6%)であった。また、市町村の議会棟についても「施設内禁煙」が44.4%と高く、「施設内分煙」も22.2%であった。
- ・教育機関、児童福祉機関である、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校・特別支援学校についてはほとんど「敷地内完全禁煙」となっているが、同じ教育機関である大学・高等専門学校・専修学校については「敷地内完全禁煙」が40%と低い状況であり、「施設内分煙」と回答する施設(20%)もあった。
- ・住民の一番身近な行政機関である公民館・集会所について、「施設内禁煙」は56.5%であったが、「特に定めていない」と回答する施設が24.2%と一番高かった。
- ・その他の内容（自由記載）では、あはき・柔道施術所や児童福祉施設については、スーパー やアパートにテナント入居している施設もあるため、建物内は禁煙にできるが厳密に禁煙区域を定めることが難しいとの趣旨的回答があった。

<用語の定義>

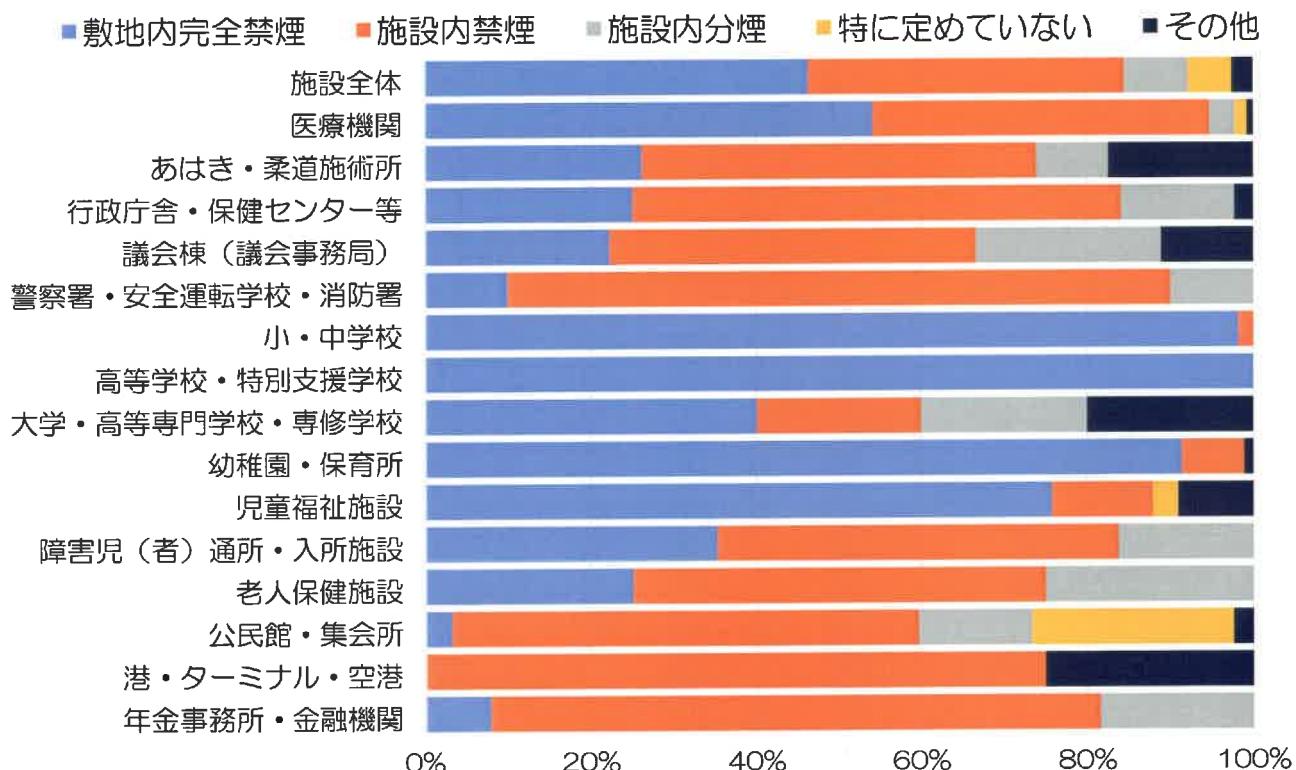
敷地内完全禁煙：当該施設の建物内、ベランダ、屋上、敷地、駐車場等はすべて禁煙。

施設内禁煙：当該施設の建物内、ベランダ、屋上は禁煙。建物の外では喫煙可。

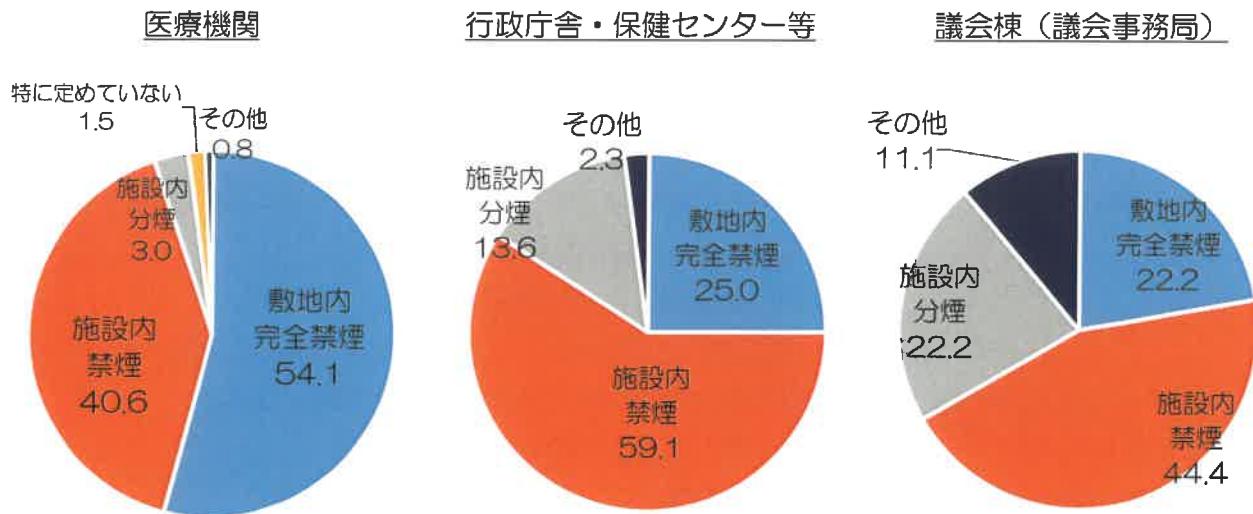
施設内分煙：当該施設の建物内に喫煙スペースを設けている。

特に定めていない：当該敷地及び施設において、どこでも喫煙可能。（規制なし）

(施設カテゴリ別割合)



※再掲



(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	敷地内完全禁煙	施設内禁煙	施設内分煙	特に定めていない	その他	※N数
施設全体	287	237	47	33	16	620
医療機関	72	54	4	2	1	133
あはき・柔道施術所	6	11	2	0	4	23
行政庁舎・保健センター等	11	26	6	0	1	44
議会棟（議会事務局）	2	4	2	0	1	9
警察署・安全運転学校・消防署	1	8	1	0	0	10
小・中学校	53	1	0	0	0	54
高等学校・特別支援学校	9	0	0	0	0	9
大学・高等専門学校・専修学校	2	1	1	0	1	5
幼稚園・保育所	84	7	0	0	1	92
児童福祉施設	25	4	0	1	3	33
障害児（者）通所・入所施設	13	18	6	0	0	37
老人保健施設	1	2	1	0	0	4
公民館・集会所	4	70	17	30	3	124
港・ターミナル・空港	0	3	0	0	1	4
年金事務所・金融機関	3	28	7	0	0	38

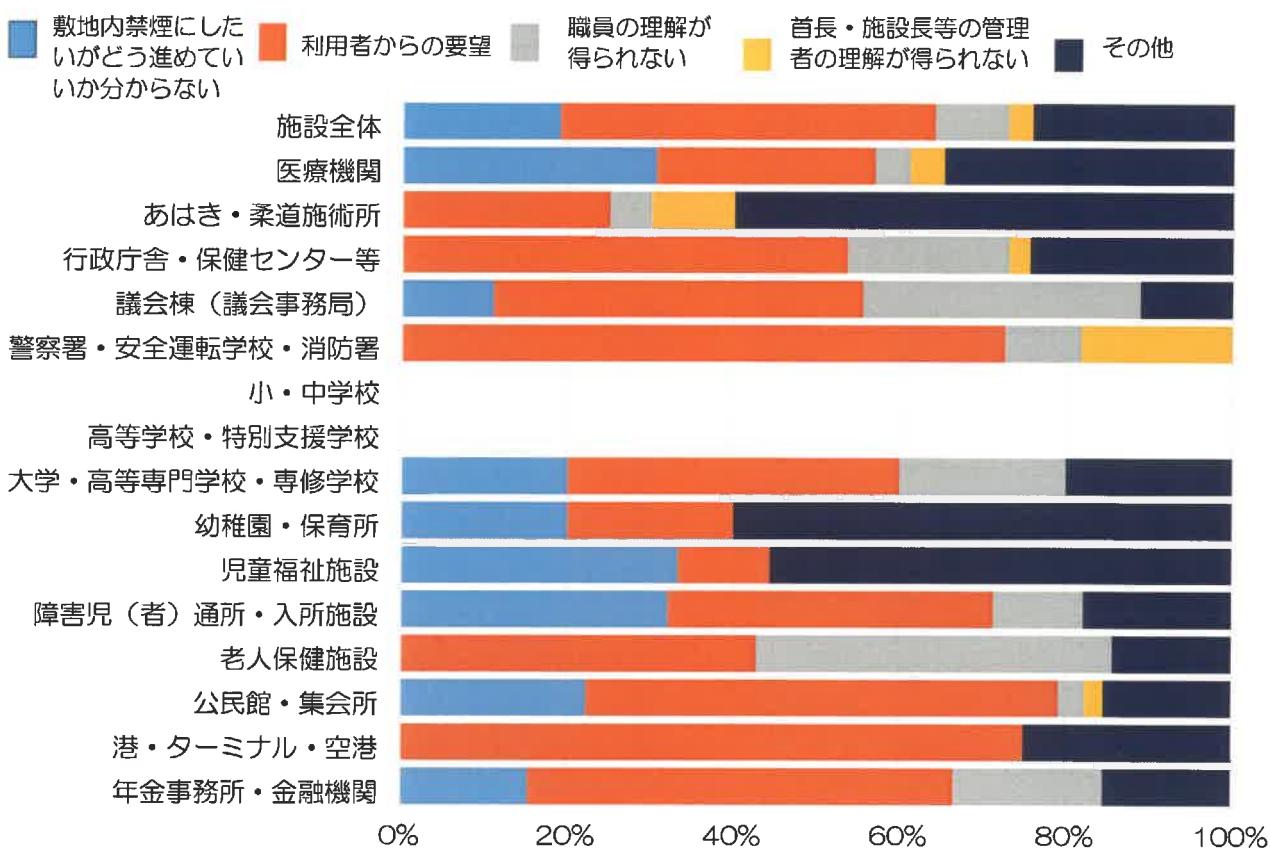
(その他の理由・自由記載)

施設カテゴリ	その他の理由
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・院長室で喫煙可。喫煙の標示していないが、利用者の喫煙は見られない。階段、廊下での喫煙に関しては不明 ・建物裏に喫煙所あり
あはき・柔道施術所	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーのテナントで営業しており、スーパーの意向で駐車場に喫煙所を置いている ・施設内分煙（敷地内喫煙所を設けている） ・来院されてからほとんど待ち時間なく施術して移行するため
行政庁舎・保健センター等	<ul style="list-style-type: none"> ・建物裏と屋上に特定屋外喫煙所を設置
議会棟（議会事務局）	<ul style="list-style-type: none"> ・建物裏と屋上に特定屋外喫煙所を設置
警察署・安全運転学校・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に禁煙スペース（喫煙？）を1箇所設けている ・建物外で喫煙スペースを設けている
大学・高等専門学校・専修学校	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外設置の喫煙場所以外禁煙
幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は敷地外（園外の空き地） ・ホテル内の保育園のため、ホテル施設内に喫煙スペース有。保育園施設内は完全禁煙 ・門を出ると一般道路となっているため管理は難しい
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・アパートの貸事務所の一室を借りているため、厳密には区域を定めることができていない　・基本喫煙不可 ・建物内（屋内）は禁煙。敷地（屋外）に一ヵ所喫煙所が設けられ、駐車場は特に定められていない ・職員に喫煙者はいません
公民館・集会所	<ul style="list-style-type: none"> ・しっかり定めていないが（表示して）、常識の範囲で施設内禁煙との認識している　・廊下にて ・なるべく人から離れた場所で喫煙させています ・建物内だけ禁煙　　・建物内禁煙、施設外では喫煙可 ・建物内は禁煙、建物外は喫煙可
港・ターミナル・空港	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2F 飲食店については店主に任せている。その他は禁煙。

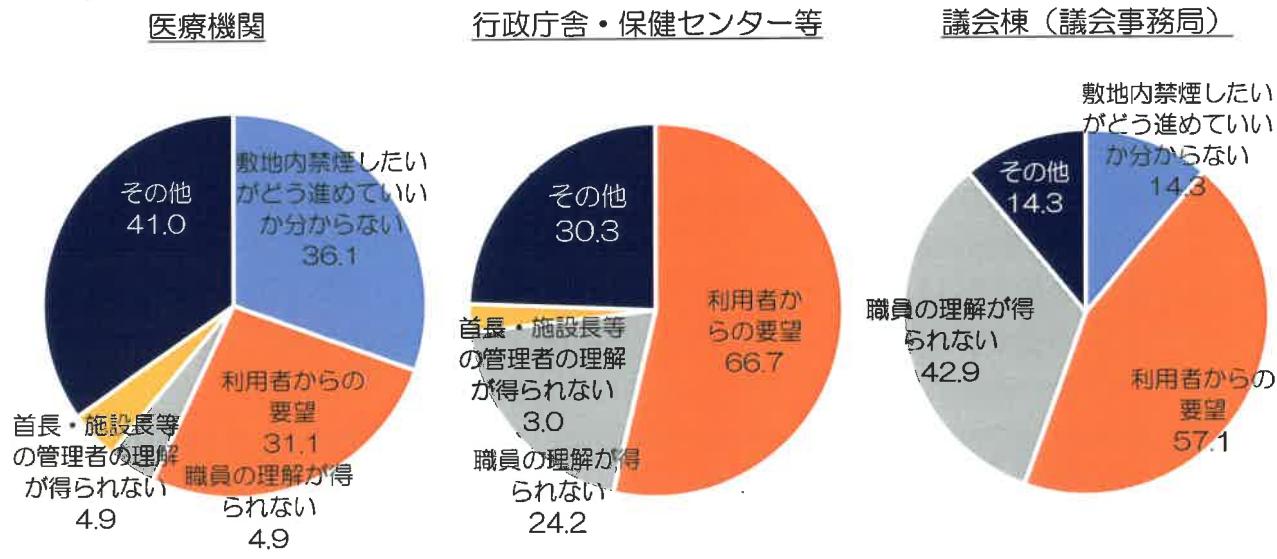
(5) 敷地内完全禁煙としていない要因について（複数回答） (敷地内完全禁煙以外の施設)

- 施設全体として、一番多い要因が「利用者からの要望」となっている。次いで、「敷地内禁煙したいがどう進めていいか分からぬ」「職員の理解が得られない」という状況であった。
- 医療機関では、「敷地内禁煙したいがどう進めていいか分からぬ」「利用者からの要望」が36.1%と一番多く、次いで「利用者からの要望」の31.1%、「職員の理解が得られない」「首長・施設長等の管理者の理解が得られない」が4.9%であった。
- 行政庁舎・保健センター等では「利用者からの要望」が66.7%と半数以上を占めており、次いで「職員の理解が得られない」の24.2%となっている。
- 議会棟では行政庁舎等と同様、「利用者からの要望」が57.1%と半数以上を占めており、次いで「職員の理解が得られない」42.9%となっている。
- その他の理由（自由記載）について、医療機関やあはき・柔道施術所、児童福祉施設についてはテナントとして入居しており調整が難しいといった趣旨の内容があった。そのほか、医療機関やあはき・柔道施術所について、一部施設では喫煙で外に出られたら治療が遅れるためという理由や、行政庁舎等や医療機関については職員の喫煙確保のためといった趣旨の理由もあった。

（施設カテゴリ別割合）



※再掲



(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	敷地内禁煙したいがどう進めていいか分からない	利用者からの要望	職員の理解が得られない	首長・施設長等の管理者の理解が得られない	その他	未回答	※N数
施設全体	73	174	34	11	93	7	333
医療機関	22	19	3	3	25	1	61
あはき・柔道施術所	0	5	1	2	12	0	17
行政庁舎・保健センター等	0	22	8	1	10	0	33
議会棟（議会事務局）	1	4	3	0	1	0	7
警察署・安全運転学校・消防署	0	8	1	2	0	0	9
小・中学校	0	0	0	0	0	0	1
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	1	2	1	0	1	0	3
幼稚園・保育所	2	2	0	0	6	0	8
児童福祉施設	3	1	0	0	5	0	8
障害児（者）通所・入所施設	9	11	3	0	5	0	24
老人保健施設	0	3	3	0	1	0	3
公民館・集会所	29	74	4	3	20	6	120
港・ターミナル・空港	0	3	0	0	1	0	4
年金事務所・金融機関	6	20	7	0	6	0	35

(その他の理由：自由記載)

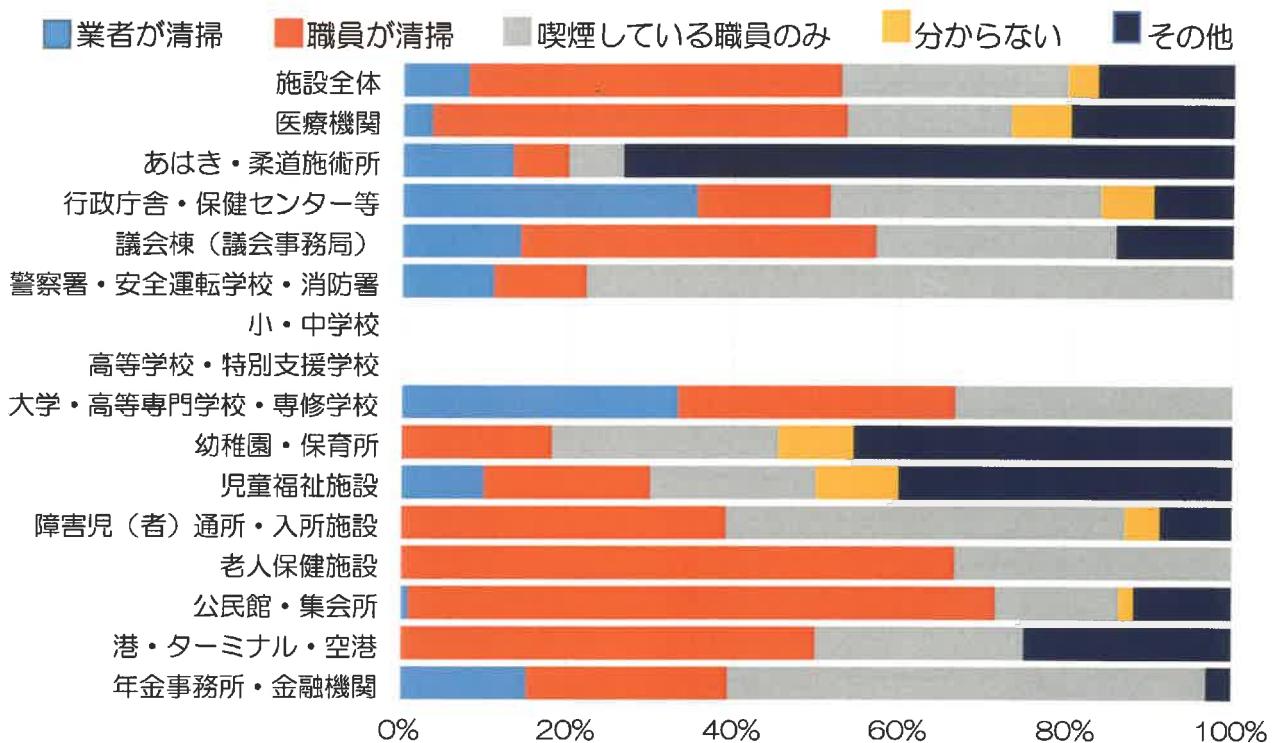
施設カテゴリ	その他の理由
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・テナントの為、(不動産等) 関係 ・駐車場や車で喫煙する方 ・院内外禁煙したいが言えない。要望が強い。 ・患者さんが喫煙のため、敷地外に出たら治療するのが遅れるため、せめて目の届くところにいて欲しい ・喫煙者が多い。地域性で敷地内禁煙の協力が得られないと思う ・喫煙場所を設けていない ・近隣店舗との共同駐車場のため ・建物1Fをテナントで借りていて、敷地内については大家さんの判断 ・建物が他施設と併合型 ・公共の場と隣接しているため ・職員の喫煙 ・施設外まで制限できない ・駐車場が共有スペースだから ・複合施設の為 ・建物の一部を借りているので建物外はどうしたらよいか分からず ・集合住宅の住人がタバコを吸っている。大家との話し合いが進んでいない ・駐車場での喫煙は確認できない ・同一ビルに多店舗、住宅があるため ・駐車場と歩道の境界が曖昧なため、喫煙場所は設けていないので喫煙している患者さんは少ない ・当院は6階建てのビルの4階、専用駐車場なし ・内外でタバコを吸う人がいない ・敷地周辺が雑木林になっており、灰皿撤去した時に雑木林に吸い殻を捨てられ火災の危険がないか心配 ・薬局が私有地でないため ・薬局の外（駐車場）まで把握できない
あはき・柔道施術所	<ul style="list-style-type: none"> ・アパート1階のテナントを借りているため、敷地全体と推定できない ・アパートの1室で施術所を開設しているのでビル全体を自分が禁煙にすることができない ・管理者および利用者に喫煙者がいるため ・喫煙者が限りなく0%に近いと想え、自粛しているので必要性を感じない ・駐車場は喫煙可にしている ・駐車場は個人に任せています ・来院してから待ち時間なく施術に移行するため ・駐車場、車内OK
行政庁舎・保健センター等	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙者数名在所、段階的に禁煙していく方針 ・合庁であり、法務局が取り纏めて対応している ・合同庁舎入居官署の一部要望 ・敷地が広く近くに喫煙所があるため ・施設外へ出るために300mあり業務上支障がある ・取組遅れているため、今後検討したい ・本庁舎と基準を統一している ・施設利用者への説明が現時点で不十分なため ・敷地が広大であること、一般県民の利用があまりないこと
議会棟 (議会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設外なので理解が得られない
大学・高等専門学校・専修学校	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内完全禁煙に向けての経過措置
幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・リゾートホテルの為、ホテル施設内にお客様用の喫煙スペースがある ・敷地内禁煙へ検討中 ・駐車場が建物と離れ、間に里道があるため ・勤務の2時間前からは吸わないことと話している ・特に理由なし

施設カテゴリ	その他の理由
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> アパートの1室の為 ・テナントであるため ・生徒がいる時間はしない ・喫煙者がいないので該当しない ・室外は問題ないと思ったから
障害児（者）通所・入所施設	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙所の設置に費用が掛かるため検討中 施設内禁煙していればよいと思っていたから ・職員の喫煙所の確保 同敷地内に小規模多機能ホームがあり利用者が喫煙している 利用者や職員へ周知し話し合い等これから検討
老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> 周知方法を検討中
公民館・集会所	<ul style="list-style-type: none"> ベランダは屋外とのことで ・ベランダは窓を閉めると外になると思った ・喫煙者が少ない（主に老人） ・協力しない人がいる ・区民による喫煙 ・区長が禁煙していないから ・現状にクレームなし ・施設外はすぐ道路 ・公民館の外で喫煙している ・特に定める必要なし ・昨年、施設内完全禁煙認定を取り消された ・対策してない ・施設外は自主性に任せてある。敷地の区域が明確でない。 ・施設内の数カ所に禁煙の標示しているが効果がないような気がする ・施設内は完全禁煙であるが…談話コーナー（屋外）に唯一1台の灰皿 ・特別、会議をしたことが無い ・敷地の近くに団地がある ・青年会がエイサー時期だけ公民館使用して、建物以外で喫煙している
港・ターミナル ・空港	<ul style="list-style-type: none"> テナントとして入居している飲食店では理解が得られない
年金事務所 ・金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 外部利用者（組合員他）が多いため、周知が難しい ・喫煙者がいないので特段定めていない ・敷地内の区切りが無いため ・喫煙頻度で業務に支障をきたす場合がある ・施設は賃貸で駐車場は管理していない ・移設内禁煙で特に問題はない

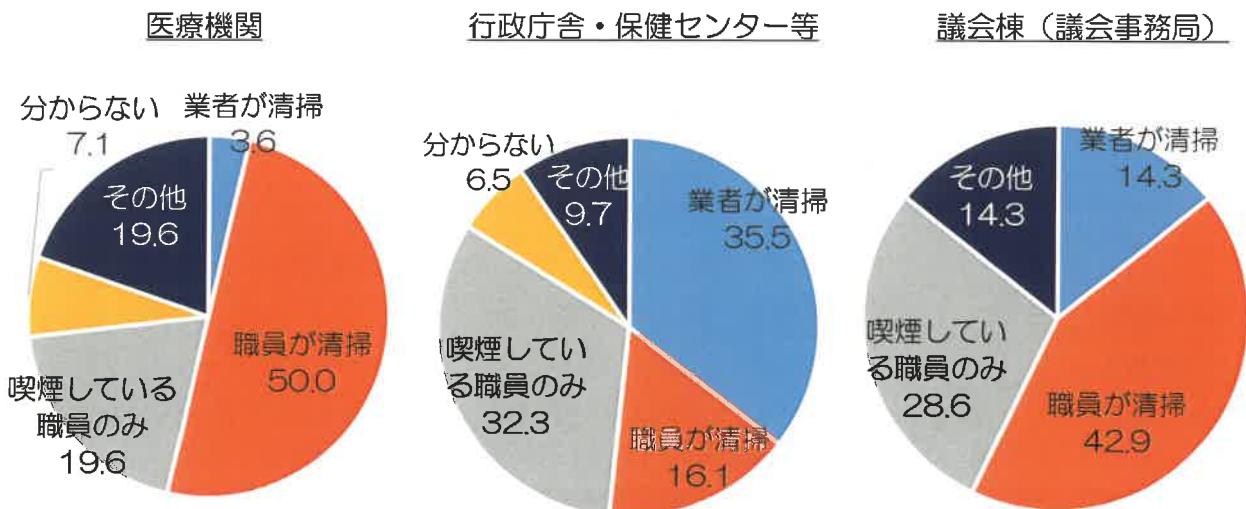
(6) 喫煙場所の清掃作業について（敷地内完全禁煙以外の施設）

- 施設全体として、「職員が清掃している」の回答は 44.9%と多く、次いで「喫煙している職員のみ」が 27.1%、「業者が清掃」が 8%となっている。
- 公民館・集会所において「職員が清掃」との回答が 70.6%となっており、各施設カテゴリの中で最も多い。
- 行政庁舎等において「業者が清掃」との回答が 35.5%と、各施設カテゴリの中で最も多い。

（施設カテゴリ別割合）



※再掲



(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	業者が清掃	職員が清掃	喫煙している職員のみ	分からぬ	その他	※N数
施設全体	25	141	85	11	52	314
医療機関	2	28	11	4	11	56
あはき・柔道施術所	2	1	1	0	11	15
行政庁舎・保健センター等	11	5	10	2	3	31
議会棟(議会事務局)	1	3	2	0	1	7
警察署・安全運転学校・消防署	1	1	7	0	0	9
小・中学校	0	0	0	0	0	0
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	1	1	1	0	0	3
幼稚園・保育所	0	2	3	1	5	11
児童福祉施設	1	2	2	1	4	10
障害児(者)通所・入所施設	0	9	11	1	2	23
老人保健施設	0	2	1	0	0	3
公民館・集会所	1	77	16	2	13	109
港・ターミナル・空港	0	2	1	0	1	4
年金事務所・金融機関	5	8	19	0	1	33

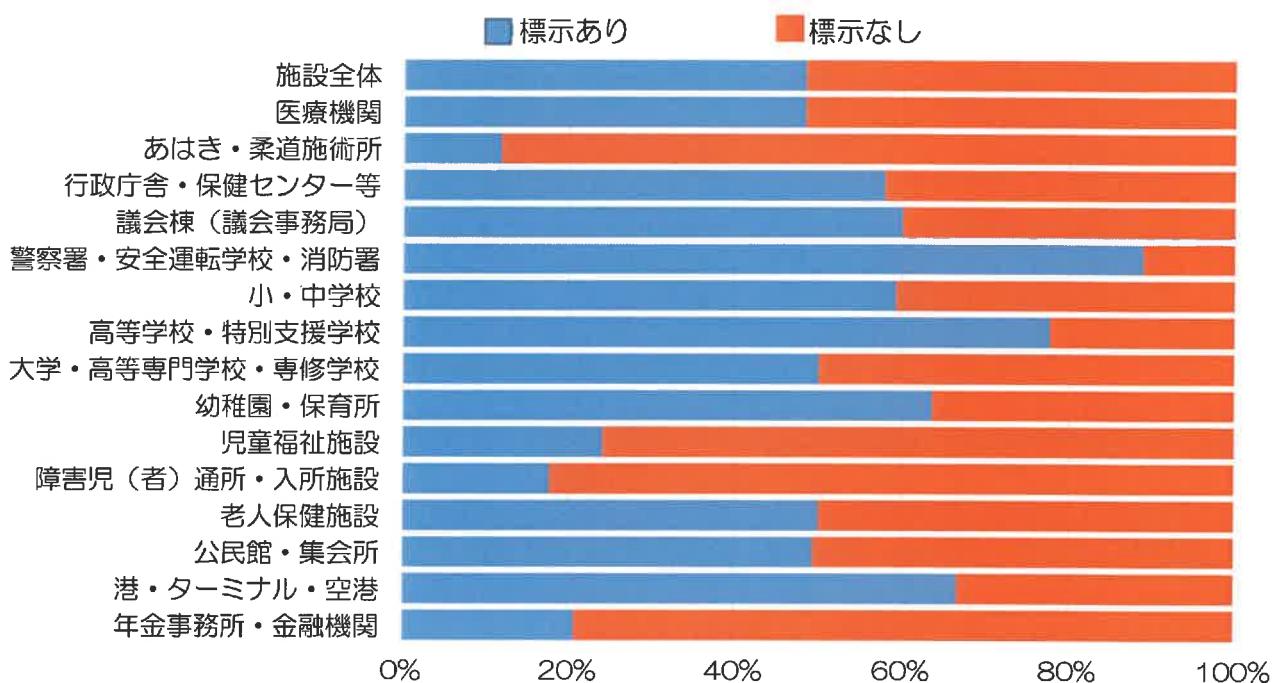
(その他の内容：自由記載)

施設カテゴリ	その他の内容
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・灰皿設置ないが吸い殻あれば職員が清掃 ・灰皿設置なし　・患者の携帯灰皿
あはき・柔道施術所	<ul style="list-style-type: none"> ・灰皿設置なし　・管理者　・代表が清掃 ・吸った本人が片付ける(自己管理) ・車内で吸ってもらっている　・アパート経営側が清掃
行政庁舎・保健センター等	<ul style="list-style-type: none"> ・吸い殻持ち帰り　・清掃従業員(委託)
議会棟(議会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設外なので清掃していない
幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・吸った人が吸い殻を片付けている ・駐車場は職員が清掃(喫煙場所はない) ・ほとんど喫煙者がいない　・喫煙所や灰皿の設置なし ・職場で喫煙する人がいないため、灰皿設置なし
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙所、灰皿の設置なし
老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙所、灰皿の設置なし
公民館・集会所	<ul style="list-style-type: none"> ・エイサー時期は書記が清掃　・喫煙した人が片付けている ・喫煙者及び区の役員　・区長、区民　・区長 ・区の書記、行事開催時は参加者全員 ・当事者のマナーに任せる ・認定取り消し後、駐車場の灰皿を撤去した
港・ターミナル・空港	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店主

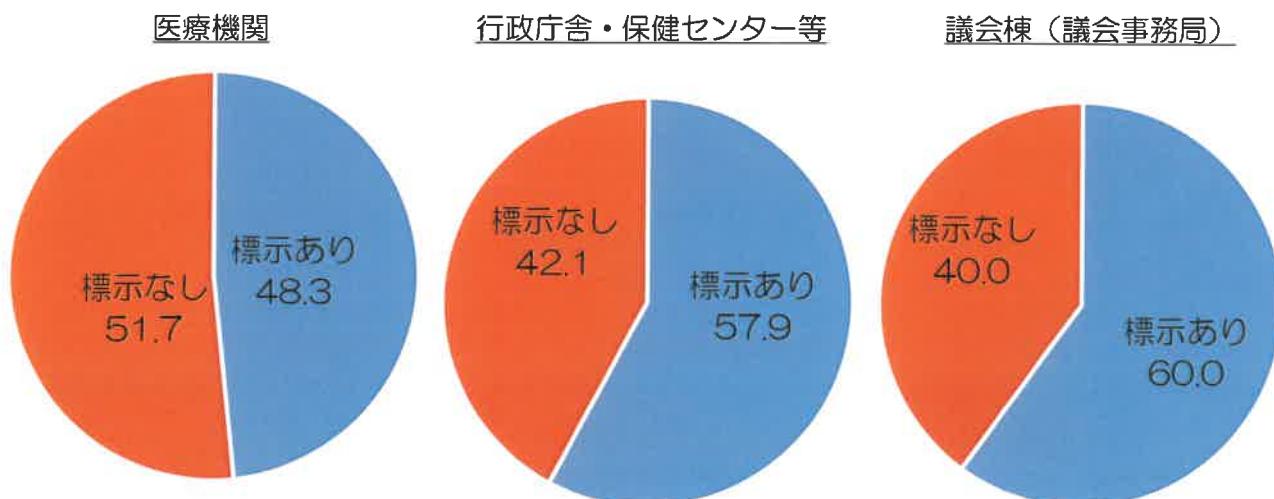
(7) 禁煙マーク等の標示の有無について (敷地内完全禁煙・施設内禁煙の施設) (複数回答)

- 施設全体として、「標示あり」は49.3%、「標示なし」は50.7%と特に差はない。
- 禁煙標示をしていると回答のあった施設カテゴリで最も多いのは「警察署・安全運転学校・消防署」の88.9%、次いで「高等学校・特別支援学校」の77.8%、「港・ターミナル・空港」の66.7%、「幼稚園・保育所」の63.6%であった。
- 禁煙標示なしと回答のあった施設カテゴリで最も多いのは「あはき・柔道施術所」の88.2%、次いで「障害児（者）通所・入所施設」で82.4%、「年金事務所・金融機関」の79.3%、「児童福祉施設」の75.9%であった。

(施設カテゴリ別割合)



※再掲



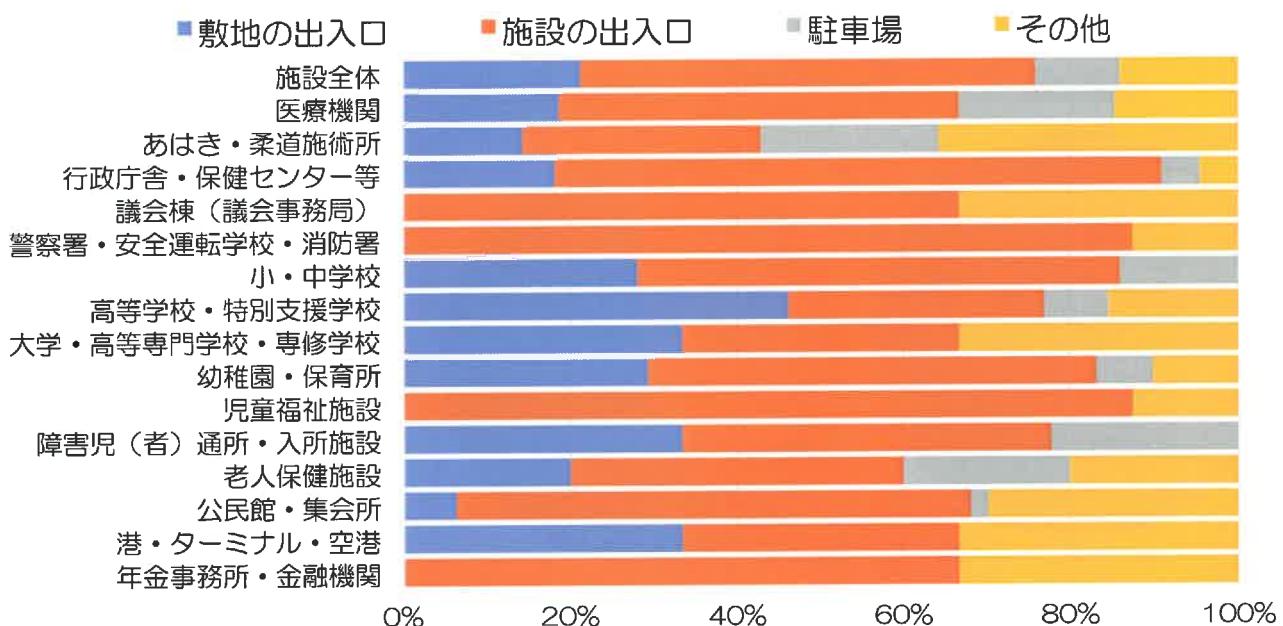
(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	標示あり	標示なし	※N数
施設全体	250	267	517
医療機関	58	62	120
あはき・柔道施術所	2	15	17
行政庁舎・保健センター等	22	16	38
議会棟(議会事務局)	3	2	5
警察署・安全運転学校・消防署	8	1	9
小・中学校	32	22	54
高等学校・特別支援学校	7	2	9
大学・高等専門学校・専修学校	2	2	4
幼稚園・保育所	56	32	88
児童福祉施設	7	22	29
障害児(者)通所・入所施設	6	28	34
老人保健施設	2	2	4
公民館・集会所	36	37	73
港・ターミナル・空港	2	1	3
年金事務所・金融機関	6	23	29

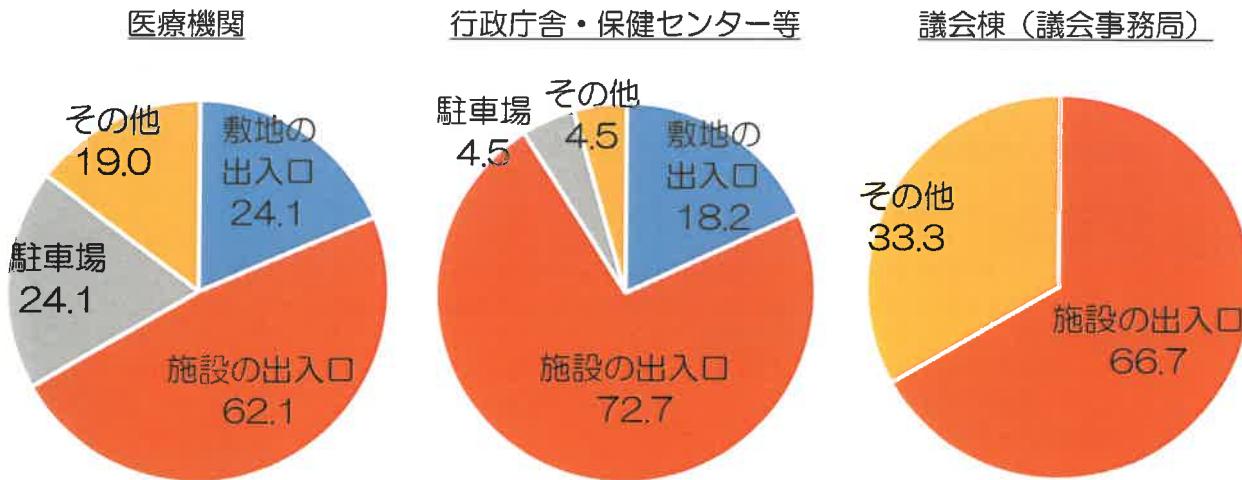
(8) 禁煙標示の掲示場所について(禁煙標示していると回答している施設)(複数回答)

- 施設全体で標示の掲示場所として、最も多い場所が「施設の出入口」の78%、次いで「敷地の出入口」の30.4%、「駐車場」の14.4%であった。

(施設カテゴリ別割合)



※再掲



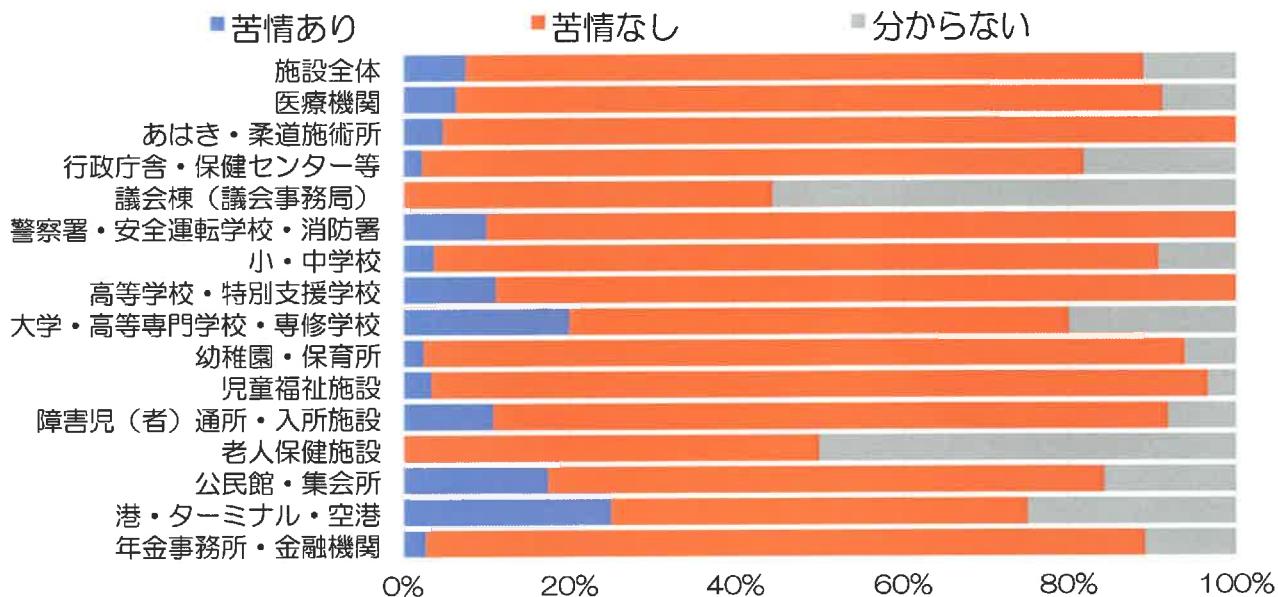
(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	敷地の出入口	施設の出入口	駐車場	その他	※N数
施設全体	76	195	36	50	250
医療機関	14	36	14	11	58
あはき・柔道施術所	2	4	3	5	2
行政庁舎・保健センター等	4	16	1	1	22
議会棟（議会事務局）	0	2	0	1	3
警察署・安全運転学校・消防署	0	7	0	1	8
小・中学校	14	29	7	0	32
高等学校・特別支援学校	6	4	1	2	7
大学・高等専門学校・専修学校	1	1	0	1	2
幼稚園・保育所	26	48	6	9	56
児童福祉施設	0	7	0	1	7
障害児（者）通所・入所施設	3	4	2	0	6
老人保健施設	1	2	1	1	2
公民館・集会所	3	29	1	14	36
港・ターミナル・空港	1	1	0	1	2
年金事務所・金融機関	0	4	0	2	6

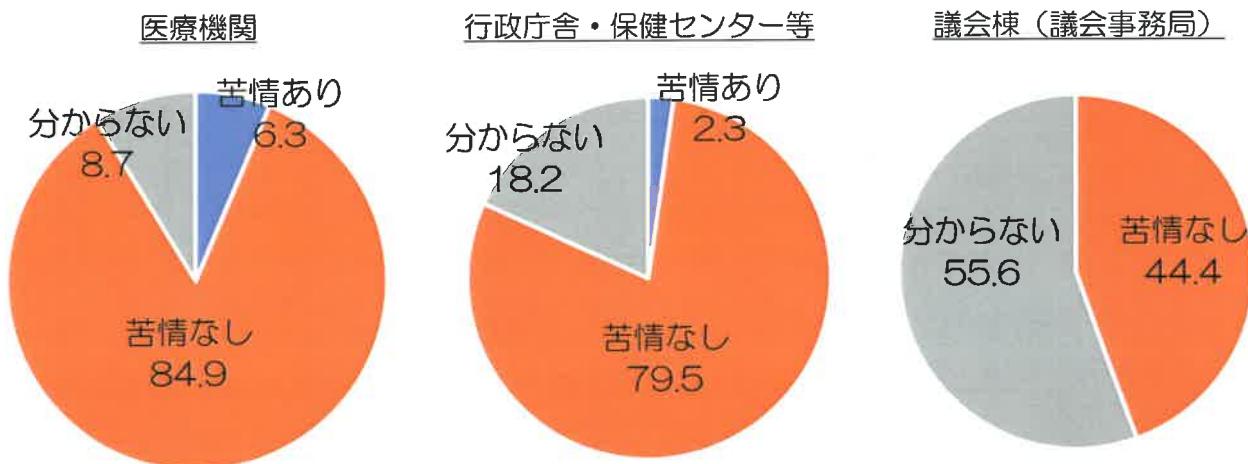
(9) たばこについて苦情の有無及び苦情の内容

- 施設全体では「苦情あり」が7.5%、「苦情なし」が81.5%である。
- 「苦情あり」の内容（自由記載）で一番多いのが「臭いについて気になる、たばこ臭い」といった趣旨の内容が多かった。またその他に、「健康に悪い」「子供への影響があるので禁煙にしてほしい」「行事の時の利用施設が禁煙ではなかったため、禁煙にしてほしい」等の意見があった。
- 行政庁舎・保健センター等については「健康増進法対象施設がなぜ対策をしていないのか」という苦情の内容もあった。

(施設カテゴリ別割合)



※再掲



(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	苦情あり	苦情なし	分からない	※N数
施設全体	44	479	65	588
医療機関	8	107	11	126
あはき・柔道施術所	1	20	0	21
行政庁舎・保健センター等	1	35	8	44
議会棟（議会事務局）	0	4	5	9
警察署・安全運転学校・消防署	1	9	0	10
小・中学校	2	47	5	54
高等学校・特別支援学校	1	8	0	9
大学・高等専門学校・専修学校	1	3	1	5
幼稚園・保育所	2	75	5	82
児童福祉施設	1	28	1	30
障害児（者）通所・入所施設	4	30	3	37
老人保健施設	0	2	2	4
公民館・集会所	20	77	18	115
港・ターミナル・空港	1	2	1	4
年金事務所・金融機関	1	32	4	37

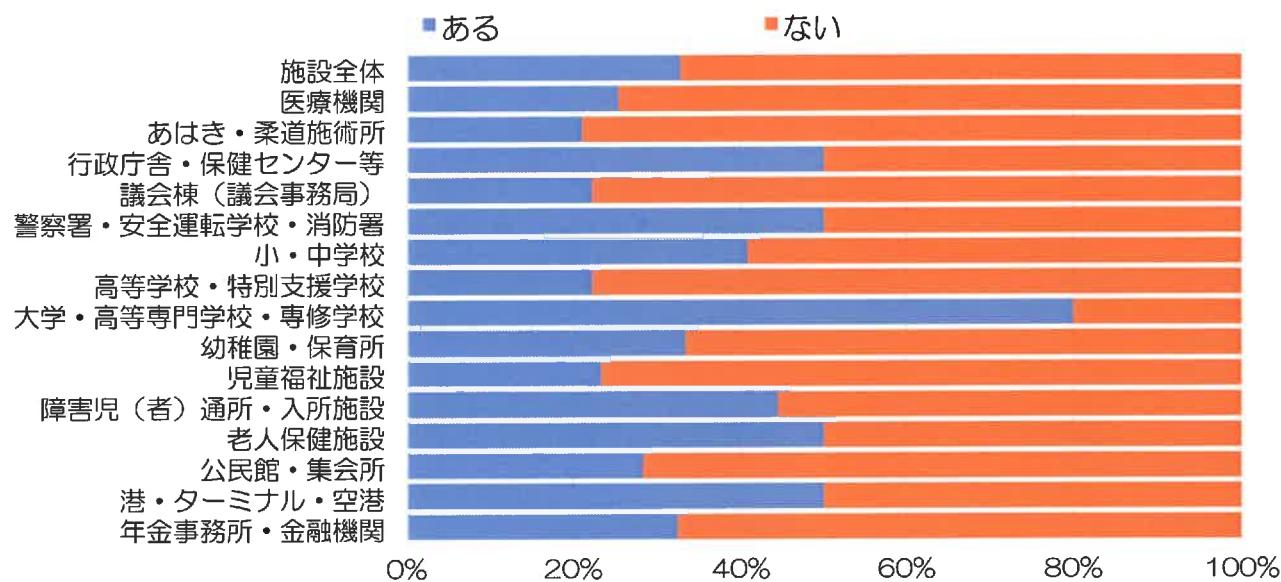
(苦情の内容)

施設カテゴリ	苦情内容
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・隠れて喫煙する人がいるので周りに迷惑をかけないよう喫煙場所を設置してほしい ・タバコ臭い •においが気になる ・分煙についての問い合わせ •体調不良を伝える方がいる ・近隣施設に飲食店があるため、朝は駐車場に吸い殻が多数落ちている
あはき・柔道施術所	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食時に喫煙スペース隣接の休憩室がくさい
行政庁舎・保健センター等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法対象施設がなぜ対策していないのか
警察官・安全運転学校 ・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内は完全禁煙として欲しい！
小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA の集まりで話題になった
高等学校 ・特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間など
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学童がある（児童がいる）ため、禁煙にしてほしい
幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの公園で運動会を開催した時会場内を禁煙にしてほしい ・施設外の行事の時に利用施設の外だったが園児の出入り場所であったため苦情があった
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学童がある（児童がいる）ため、禁煙にしてほしい
障害児（者）通所 ・入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・臭い •においが嫌だ •建物内へ煙が入らないようにしてほしい ・自分の部屋に臭いが届く、くさい
公民館・集会所	<ul style="list-style-type: none"> ・けむたい •たばこはやめて欲しい •ポイ捨て •厳しい ・吸っている当事者に直接注意をした来所者がいた •健康に悪い ・子ども達が多く出入りする施設なので禁煙にしてほしい ・施設内禁煙 •受動喫煙の健康被害として •臭いが嫌 ・においや子供への影響 •夜間会議中に施設内で喫煙があった ・男性のみ酒飲み場において一人が禁煙の希望あり ・部屋の中では禁煙に使用
港・ターミナル・空港	<ul style="list-style-type: none"> ・施設出入口に喫煙所を設けているため

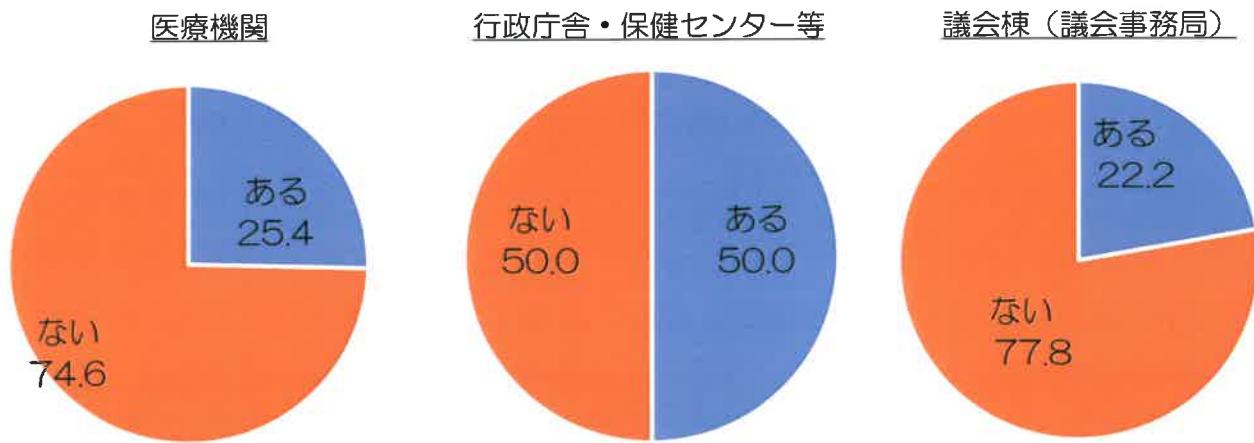
(10) 職員及び利用者受動喫煙・禁煙対策の話し合いの場（機会）の有無

- ・施設全体では、話し合いの場や機会が「ある」と回答した施設は 32.8、「ない」は 67.2% であった。
- ・「ある」と回答した施設の話し合いの場（機会）の内容（自由記載）について、「安全衛生委員会」「職場・スタッフ会議」「管理者（課長）会議」「区民総会」「班長会」などあり、既存の会議を活用し話し合いを行っていた。

(施設カテゴリ別割合)



※再掲



(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	ある	ない	※N数
施設全体	192	394	586
医療機関	32	94	126
あはき・柔道施術所	4	15	19
行政庁舎・保健センター等	21	21	42
議会棟（議会事務局）	2	7	9
警察署・安全運転学校・消防署	5	5	10
小・中学校	22	32	54
高等学校・特別支援学校	2	7	9
大学・高等専門学校・専修学校	4	1	5
幼稚園・保育所	29	58	87
児童福祉施設	7	23	30
障害児（者）通所・入所施設	16	20	36
老人保健施設	2	2	4
公民館・集会所	32	81	113
港・ターミナル・空港	2	2	4
年金事務所・金融機関	12	25	37

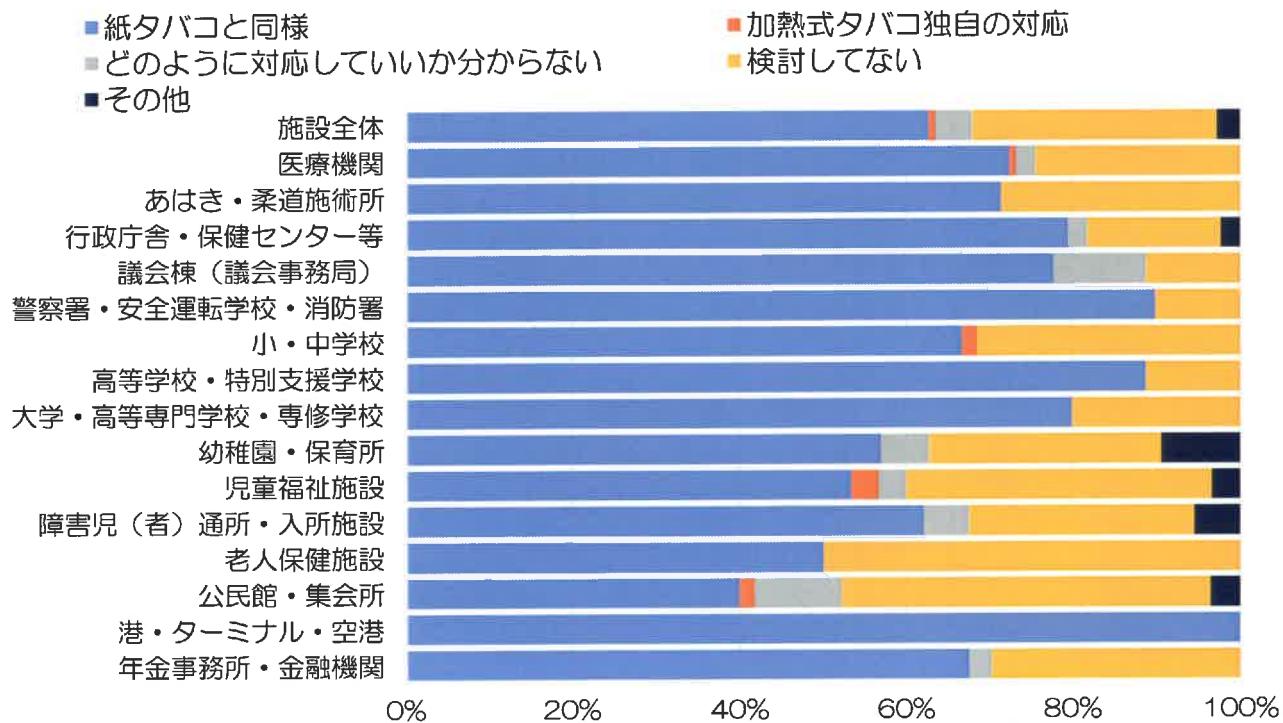
(話し合いの場（機会）の内容について)

施設カテゴリ	内容
医療機関	・チーフ会議、運営委員会、ミーティング ・管理者会議　　・禁煙推進委員会　　・定例会議
あはき・柔道施術所	・安全衛生委員会　・管理者会議　・喫煙者と直接話す
行政庁舎 ・保健センター等	・安全衛生委員会　・所内会議　・幹部会議　・ミーティング ・法施行時に臨時に対応方法について検討した
議会棟（議会事務局）	・課長会議　・庁議　・区長会
警察署・安全運転学校 ・消防署	・衛生委員会　・管理職会議　・部内会議
小・中学校	・PTA 常任委員会（評議委員会・総会）　・校内研修　・終礼 ・職員会議　・薬物乱用教室　・必要なし
高等学校・特別支援学校	・衛生委員会
大学・高等専門学校 ・専修学校	・安全衛生委員会　・学生サポート委員会　・職員会議　・定例会
幼稚園・保育所	・チーフ会議、運営委員会　・ミーティング　・リーダー会議 ・園内研修　　・個人的に話し合う　　・保護者会 ・新入児オリエンテーション ・保護者が参加する行事の事前説明会
児童福祉施設	・スタッフミーティング　・保護者会議
障害児（者）通所 ・入所施設	・スタッフ会議　・チーフ会議　・申し送り時 ・就業規則の読み合わせ時
老人保健施設	・衛生委員会　・運営会議
公民館・集会所	・会議の議題にすることはできる　・会合、集会　・区政委員会 ・区評議会　・区民総会　・代議員会　・班長会
港・ターミナル・空港	・役場庁議
年金事務所・金融機関	・衛生委員会　・職場会議　・ミーティング時

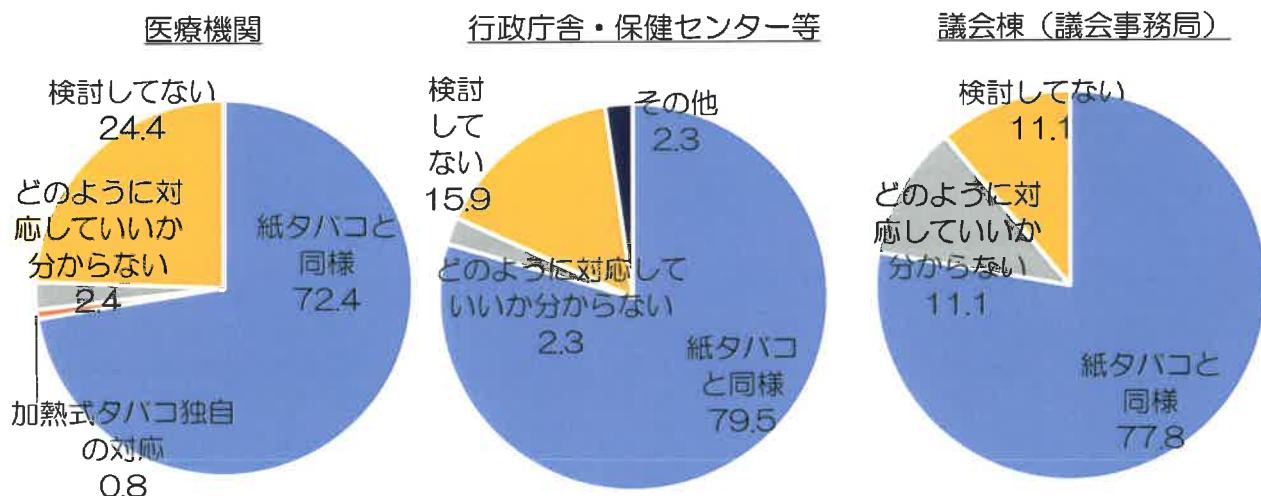
(11) 加熱式たばこの対応について

- 施設全体では、「紙たばこと同様の対応」と回答している施設が 62.7%と多いが、「検討していない」と回答する施設が 29.3%、「どのように対応していいか分からぬ」が 4.4%あった。

(施設カテゴリ別割合)



※再掲



(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	紙タバコと同様	加熱式タバコ独自の対応	どのように対応していいか分からず	検討していない	その他	※N数
施設全体	372	5	26	174	16	593
医療機関	92	1	3	31	0	127
あはき・柔道施術所	15	0	0	6	0	21
行政庁舎・保健センター等	35	0	1	7	1	44
議会棟(議会事務局)	7	0	1	1	0	9
警察署・安全運転学校・消防署	9	0	0	1	0	10
小・中学校	36	1	0	17	0	54
高等学校・特別支援学校	8	0	0	1	0	9
大学・高等専門学校・専修学校	4	0	0	1	0	5
幼稚園・保育所	49	0	5	24	8	86
児童福祉施設	16	1	1	11	1	30
障害児(者)通所・入所施設	23	0	2	10	2	37
老人保健施設	2	0	0	2	0	4
公民館・集会所	46	2	12	51	4	115
港・ターミナル・空港	4	0	0	0	0	4
年金事務所・金融機関	25	0	1	11	0	37

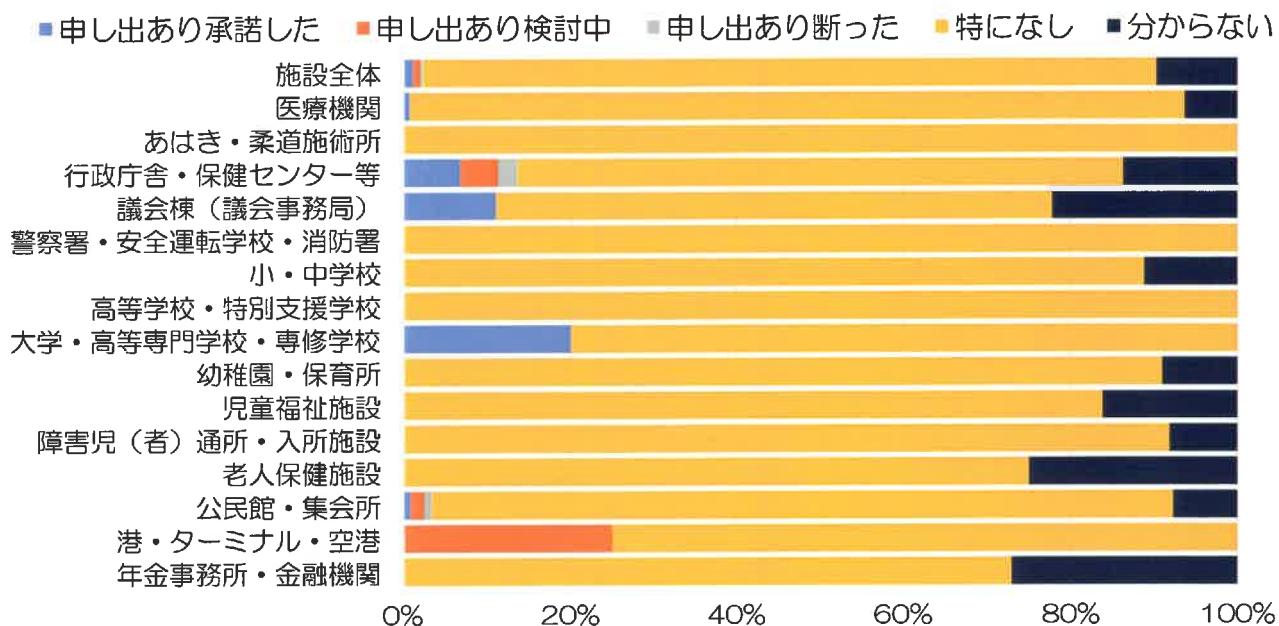
(その他の内容)

施設カテゴリ	その他の内容
幼稚園・保育所	・加熱式タバコについて、話し合ったことが無い ・保育所は禁煙なので
児童福祉施設	・喫煙者がいない
公民館・集会所	・施設内で喫煙はいない

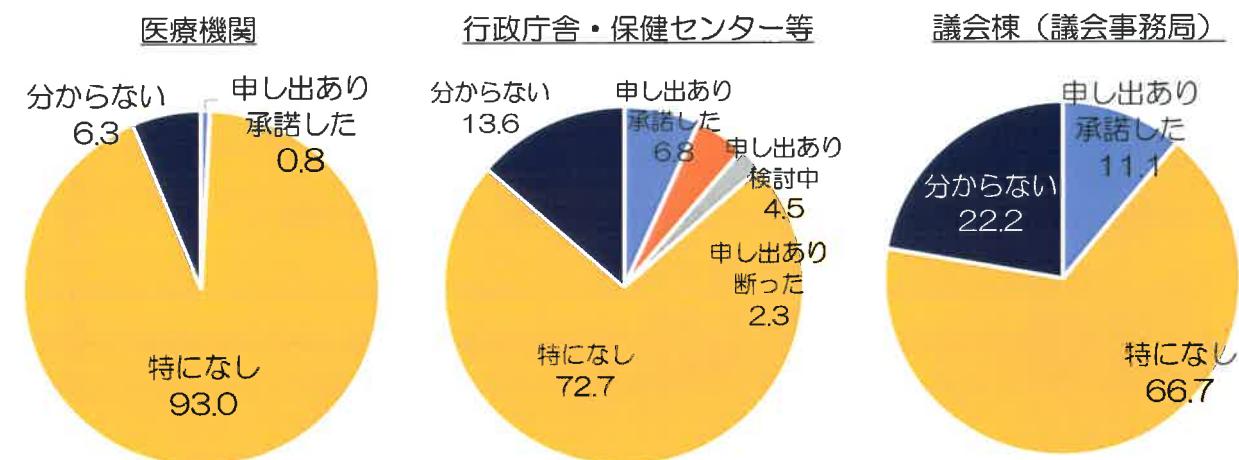
(12) たばこ産業からの受動喫煙防止対策等の申し出について

- ・たばこ産業からの受動喫煙防止対策等の申し出について、施設全体で「申し出があり」が2.3%あった。
- ・申し出があり、承諾した施設は「大学・高等専門学校・専修学校」20%、次いで「議会棟」11.1%、「行政庁舎・保健センター等」6.8%、「医療機関」及び「公民館・集会所」0.8%であった。
- ・申し出があり、検討中の施設は「港・ターミナル・空港」の25%、次いで「行政庁舎・保健センター等」4.5%、「公民館・集会所」1.7%であった。
- ・申し出があり、断った施設は「行政庁舎・保健センター等」2.3%、次いで「公民館・集会所」0.8%であった。
- ・申し出の内容(自由記載)は、「灰皿の提供」「受動喫煙防止対策について」が多く、中には「灰皿の提供を依頼し設置」と回答のあった施設もあった。

(施設カテゴリ別割合)



※再掲



(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	申し出あり承諾した	申し出あり検討中	申し出あり断った	特になし	分からない	※N数
施設全体	7	5	2	529	58	601
医療機関	1	0	0	119	8	128
あはき・柔道施術所	0	0	0	21	0	21
行政庁舎・保健センター等	3	2	1	32	6	44
議会棟（議会事務局）	1	0	0	6	2	9
警察署・安全運転学校・消防署	0	0	0	10	0	10
小・中学校	0	0	0	48	6	54
高等学校・特別支援学校	0	0	0	9	0	9
大学・高等専門学校・専修学校	1	0	0	4	0	5
幼稚園・保育所	0	0	0	81	8	89
児童福祉施設	0	0	0	26	5	31
障害児（者）通所・入所施設	0	0	0	34	3	37
老人保健施設	0	0	0	3	1	4
公民館・集会所	1	2	1	105	9	118
港・ターミナル・空港	0	1	0	3	0	4
年金事務所・金融機関	0	0	0	27	10	37

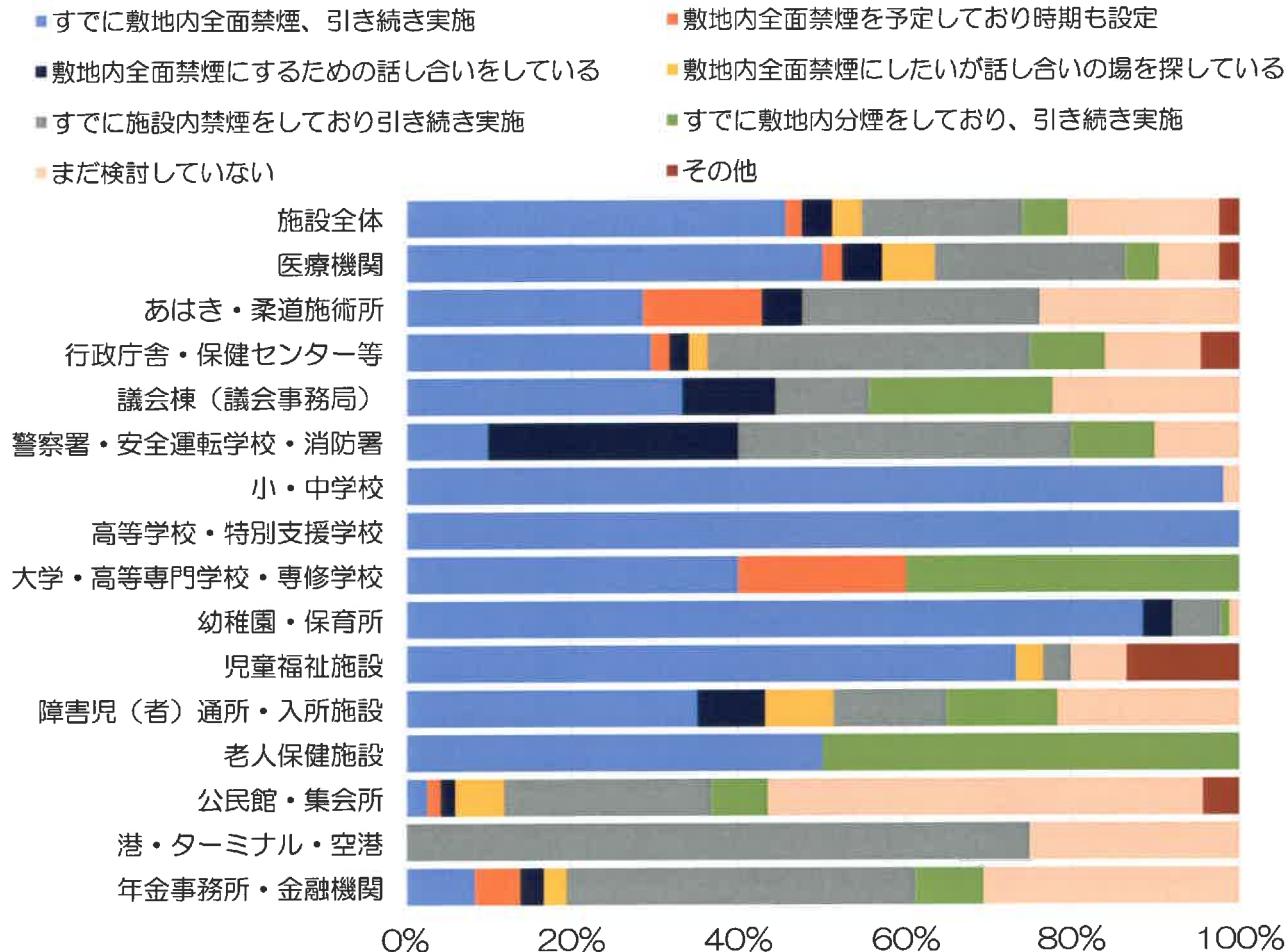
(申し出の内容)

施設カテゴリ	申し出の内容
行政庁舎・保健センター等	<ul style="list-style-type: none">・灰皿の提供・灰皿の提供を依頼し設置・喫煙室の受動喫煙防止対策・受動喫煙防止対策等について情報提供があった
大学・高等専門学校 ・専修学校	<ul style="list-style-type: none">・灰皿の提供
公民館・集会所	<ul style="list-style-type: none">・受動喫煙防止対策等について、情報提供があった

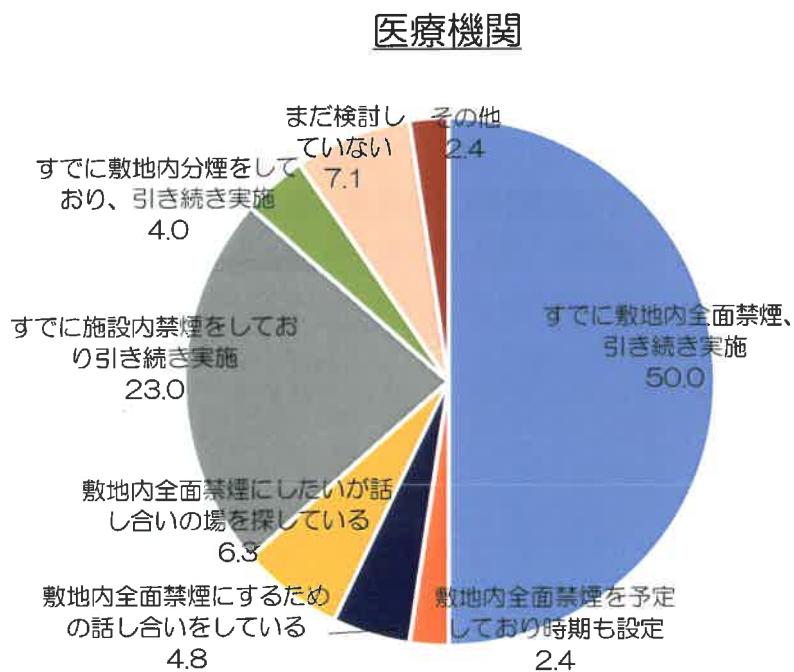
(13) 今後の禁煙区域の設定について

- ・施設全体では「すでに敷地内全面禁煙しており、引き続き実施」45.6%、次いで「すでに施設内禁煙をしており、引き続き実施」19.4%、「まだ検討していない」18%であった。その他、「今後敷地内全面禁煙を予定」「敷地内全面禁煙にするための話し合いをしている」「敷地内全面禁煙にしたいが話し合いの場を探している」は合わせて9%であった。
- ・改正健康増進法の第1種と定められている施設の中で「引き続き施設内禁煙を実施」と回答する施設が「医療機関」23%、「あはき・柔道施術所」28.6%、「行政庁舎・保健センター等」38.6%、「警察署・安全運転学校・消防署」40%であった。
- ・改正健康増進法では第2種と定められているが、行政機関である「議会棟」について「施設内禁煙を引き続き実施」は11.1%、「施設内分煙を引き続き実施」及び「まだ検討していない」が22.2%であった。
- ・「施設内分煙を引き続き実施」と回答した施設は「老人保健施設」50%が最も高く、次いで「大学・高等専門学校・専修学校」40%、「議会棟」22.2%、「障害児（者）通所・入所施設」13.5%であった。
- ・「まだ検討していない」と回答した施設は「公民館・集会所」52.1%と最も高く、次いで「年金事務所・金融機関」30.6%、「港・ターミナル・空港」21.6%、「あはき・柔道施術所」23.8%であった。

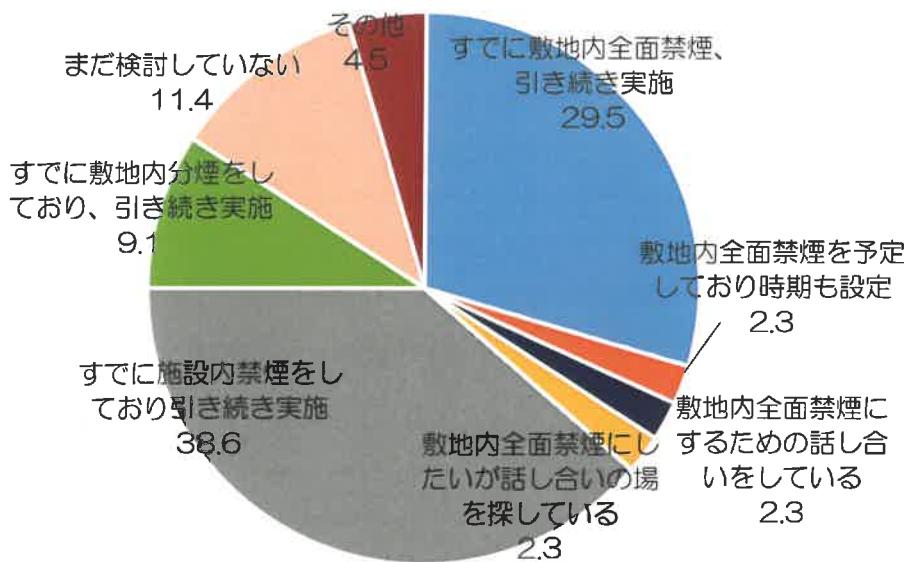
(施設カテゴリ別割合)



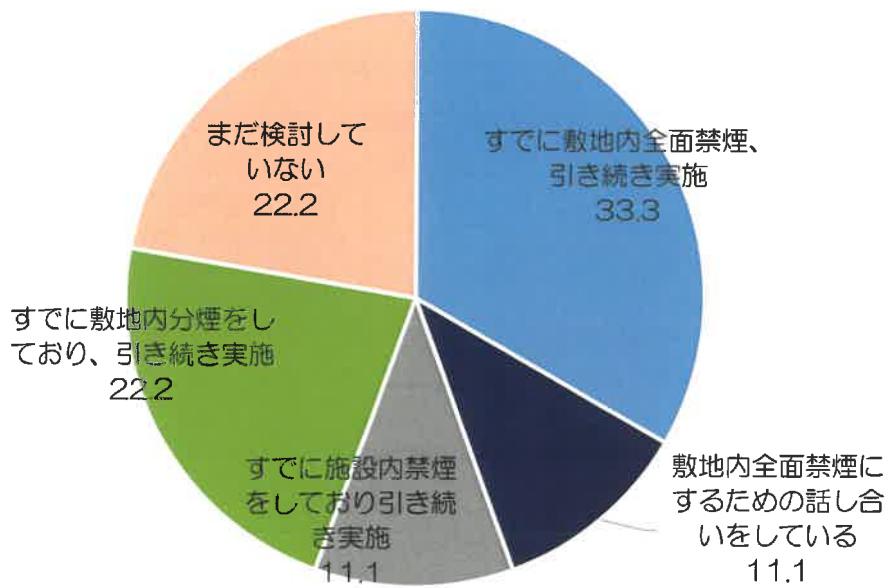
※再掲



行政庁舎・保健センター等



議会棟（議会事務局）



(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	すでに敷地内全面禁煙、引き続き実施	敷地内全面禁煙を予定しており時期も設定	敷地内全面禁煙にするための話し合いをしている	敷地内全面禁煙にしたいが話し合いの場を探している	すでに施設内禁煙をしており引き続き実施	すでに施設内分煙をしており、引き続き実施	まだ検討していない	その他	※N数
施設全体	271	12	21	21	115	33	107	14	594
医療機関	63	3	6	8	29	5	9	3	126
あはき・柔道施術所	6	3	1	0	6	0	5	0	21
行政庁舎・保健センター等	13	1	1	1	17	4	5	2	44
議会棟（議会事務局）	3	0	1	0	1	2	2	0	9
警察署・安全運転学校・消防署	1	0	3	0	4	1	1	0	10
小・中学校	53	0	0	0	0	0	1	0	54
高等学校・特別支援学校	8	0	0	0	0	0	0	0	8
大学・高等専門学校・専修学校	2	1	0	0	0	2	0	0	5
幼稚園・保育所	78	0	3	0	5	1	1	0	88
児童福祉施設	22	0	0	1	1	0	2	4	30
障害児（者）通所・入所施設	13	0	3	3	5	5	8	0	37
老人保健施設	2	0	0	0	0	2	0	0	4
公民館・集会所	3	2	2	7	29	8	61	5	117
港・ターミナル・空港	0	0	0	0	3	0	1	0	4
年金事務所・金融機関	3	2	1	1	15	3	11	0	36

(実施時期及び他の内容)

施設カテゴリ	実施時期 (敷地内全面禁煙予定し、時期設定していると回答した施設)	他の内容
医療機関	・時期未定 ・令和2年1月予定 ・令和元年10月頃予定	・閉局したので設定できない ・管理者に任せ、管理者の要望等による ・建物外は大家さんや担当している不動産屋の判断になる
あはき・柔道施術所	・令和元年10月頃予定 ・令和元年9月から（知った本日から）	
行政庁舎・保健センター等	・庁舎関係は法務局に一任している ・令和2年4月頃	
大学・高等専門学校・専修学校	・令和2年3月頃	
児童福祉施設		・引き続き、施設管理者に全面禁煙等を求める ・室内、学童駐車場、学童ベランダについても禁煙とする ・分からぬ
公民館・集会所	・時期は検討中 ・令和2年4月	・施設=敷地である ・施設内での禁煙については検討中 ・施設内禁煙等はしていないがマナー上喫煙する人はいない
年金事務所・金融機関	・令和2年10月頃予定（2件）	

(14) 受動喫煙防止対策で困っていること、ご意見等（自由意見）

- ・「医療機関」ではテナント入居しているため禁煙が進まないと回答が多かった。その他、管理者および職員の禁煙が必要などあった。
- ・「あはき・柔道施術所」では喫煙者のマナーが悪いが多かった。
- ・「行政庁舎・保健センター等」では利用者や職員の理解を得ることが必要だがなかなか理解が得られないとの回答が多かった。中には、喫煙者を踏まえた取り組みが必要との回答もあった。
- ・「議会等」では完全禁煙だが守られていないと回答があった。
- ・「小・中学校」では利用団体や保護者等へ周知しているが、徹底されておらず困っていると回答が多かった。
- ・「大学・高等専門学校・専修学校」では受験資格に盛り込んで対応している施設があった。
- ・「幼稚園・保育所」では喫煙している保護者への対応について困っていると回答が多かった。
- ・「児童福祉施設」も医療機関同様テナントとして入居しているため、禁煙が進まないと回答が多かった。
- ・「障害児（者）通所・入所施設」では職員の禁煙指導が挙がった。
- ・「公民館・集会所」では喫煙者（利用者）に注意したいができない、言えない。注意しても改善しないが最も多かった。そのほかたばこの知識や法律について詳しく知らなかったとの回答もあった。
- ・「港・ターミナル・空港」ではフェリー内は禁煙の為、下船時の利用者の要望が多く全面禁煙に移行しづらい、入居飲食店の理解が得られないとあった。
- ・「年金事務所・金融機関」では施設内禁煙を進めたいがどうしたらいいか分からぬが多く、その他、職員の健康増進を進めたいがどうしたらよいかという内容であった。

【医療機関】

カテゴリ	内容
喫煙所を撤去した	<ul style="list-style-type: none">・まず喫煙所（玄関の左側に灰皿とベンチを設置している）灰皿を除去し対応している
禁煙にしたいが言えない	<ul style="list-style-type: none">・院内外禁煙したいが言えない。要望が強い
禁煙だがルールが守られていない	<ul style="list-style-type: none">・看板を設置しているが駐車場等での喫煙があり、敷地内禁煙する前よりごみ（吸い殻）が増えている・薬局外来患者において精神神経系の施設を見ているので患者様に説明してもうまく伝わらないケースが多い・路上喫煙、車内から道路を灰皿のように使う行為
喫煙者のマナーが悪い	<ul style="list-style-type: none">・喫煙者のマナーが悪い。屋外であれば人気のない所で吸い、ポイ捨てしていることが多い
管理者および職員の禁煙が必要	<ul style="list-style-type: none">・受動喫煙防止対策には管理者の禁煙が一番。以前より管理者自身、禁煙の取組は何度もありましたが継続できず、今は加熱式タバコ使用中です。本調査票の記入者を管理者限定にされた方が一歩前進するかと思い提案します。・職員の禁煙指導

【医療機関：続き】

カテゴリ	内容
テナントとして入居しているため禁煙が進まない	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所がテナントなため他の入居者との兼ね合い駐車場を禁煙にしやすい ・入居しているため、大家との話し合いが進まない ・建物外のスペース全て禁煙にしたいが、建物の一部を借りて開業しているので、私一人の判断では決められない ・アパート1Fに当院はあるため、アパート住民の喫煙によって吸い殻が散乱したばこの臭いがする。なかなか注意が出来ずどうしたらいいか困っています ・夜間の対策（施設敷地が共有なので）が取れない
禁煙にした場合の周囲の危険性が心配	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周辺が雑木林になっており、灰皿撤去した時に雑木林に吸い殻を捨てられ火災の危険がないか心配
禁煙を周知するための費用が掛かる	<ul style="list-style-type: none"> ・看板設置に費用が掛かる。
行政と連携ができず受動喫煙防止が進まない	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の協力が必須であるが、その行政の職員が要点を得ず、受動喫煙防止を実施できていないことがある ・受動喫煙防止対策を推進する課として施設管理者（総務）や教育委員会、学校、出先機関の施設管理者に対し、健康増進法の一部改正に伴い多くの人が利用するすべての施設における受動喫煙対策の徹底について説明を実施したが各職場内での理解や協力が十分に得られず、相変わらず多くの人が出入りする場での喫煙者が認められている。
講演会を開催してほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙に対する知識があまりないので講演会等があればと思います

【あはき・柔道施術所】

カテゴリ	内容
近年は禁煙が普及してきたと感じる	<ul style="list-style-type: none"> ・10年ほど前までは喫煙者は多少散見されましたが最近は関係諸機関及びマスコミ等の啓蒙活動によりほとんど見られません。まれに希望する方は施設外にて喫煙してもらっています。
施設柄、たばこ販売はしない	<ul style="list-style-type: none"> ・業者による煙草の自動販売機の誘致もありましたが、商売柄丁重にお断りした経緯があります。
喫煙者のマナーが悪い	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙者の意識が低い ・注意を促しても「社内である」「外は自由だろ」と反発される。 ・煙やにおいによる害、ポイ捨て等マナー、モラルの低下が喫煙者には感じる。
他者への配慮も考慮した社会になって欲しい (特に医療関係、教員等は禁煙)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の体のみならず、他者への影響も即急に考慮した社会になって欲しい。また、医療従事者、教師等は意識して「吸わない」姿勢を見せるべきであると考えます。
喫煙者の責任	<ul style="list-style-type: none"> ・吸いたい人には吸わせておけばいい

【行政庁舎・保健センター等】

カテゴリ	内容
利用者や職員の理解を得ることが必要 (なかなか理解が得られない)	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者、入居官署職員の理解を得ること 団体への対策（事業所）への説明の場所や機会が少ない 受動喫煙防止対策を推進する課として施設管理者（総務）や教育委員会、学校、出先機関の施設管理者に対し、健康増進法の一部改正に伴い多くの人が利用するすべての施設における受動喫煙対策の徹底について説明を実施したが各職場内での理解や協力が十分に得られず、相変わらず多くの人が出入りする場での喫煙者が認められている
受動喫煙防止は必要であると理解できるが、喫煙者も踏まえた取り組みが必要	<ul style="list-style-type: none"> 望まない健康被害を防止するうえで対策は必要であると理解できるが、現に喫煙者がいる状況も踏まえた取り組みが必要と考える

【議会棟（議会事務局）】

カテゴリ	内容
完全禁煙が守られていない	<ul style="list-style-type: none"> 完全禁煙としているが守られず、息からタバコのニオイがする

【小・中学校】

カテゴリ	内容
利用団体、保護者等へ再度周知徹底 (しかしながら徹底されない、困っている)	<ul style="list-style-type: none"> 休業日に本校の施設を利用し、部活動の練習試合や大会を行うことがあるが、その後敷地内にたばこの吸い殻が落ちていることがある。施設利用の許可をする際に利用団体へ完全禁煙であることを再確認していく。 学校施設開放（夜間）や土日の施設使用者への対応 運動会等、外部から大勢の来客がある場合、事後に敷地内から吸い殻が見つかる場合がある。全面禁煙の周知が弱いか喫煙者の意識が低いのか見極めが必要だが全面禁煙が徹底されていない 学校行事（運動会等）一般の方や保護者が集まる時に徹底することができない ・土日の施設利用者のマナーについて ・少しぐらいいいだろう（敷地の遠く端っこ、裏等）といった感じでタバコを吸う保護者（利用者）への対応 ・保護者等が来た時に周知（口頭）していたが、守れない方への対応が困っている
行事では臨時の喫煙所を設けているが理解を得られず困っている	<ul style="list-style-type: none"> 行事等（運動会）で喫煙者に対応するため、臨時の喫煙場所を設けているが行事実施中は禁煙の呼びかけ等配慮しなくてはいけない（気を遣う） ・村行事で学校施設を使用する際、法に基づいて喫煙所を設けないとした場合村民の理解を得ることに困難さを感じている
喫煙職員への対応	<ul style="list-style-type: none"> 職員の喫煙者への対応
受動喫煙のポスター作製や配布	<ul style="list-style-type: none"> 写真付きポスターで毎日、何時間受動喫煙すると肺がんやその他の疾病を発症するリスクがあります～というようなチラシ、ポスターを全国的に配布するとよい

【高等学校・特別支援学校】

カテゴリ	内容
特に困っていない	<ul style="list-style-type: none"> すでに全面禁煙になっており苦情等もない 特になし、全面禁煙は定着している

【大学・高等専門学校・専修学校】

カテゴリ	内容
受験資格に盛り込んでいる	<ul style="list-style-type: none"> 受験資格に非喫煙者

【幼稚園・保育所】

カテゴリ	内容
周囲のたばこポイ捨て等に困っている	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場や園舎周辺にたばこのポイ捨てが時々ある。これを防ぐのは難しいと考える 毎日チェックしその都度拾うようにしています 駐車場と施設前の里道に吸い殻が捨てられている
職員の就業時間の禁煙	<ul style="list-style-type: none"> 業務時のタバコは厳禁にしている 職員の禁煙指導 禁煙である。今後も実行する
喫煙している保護者への対応について（困っている）	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が喫煙している園児への対応（登園時から園児の髪の毛やカバン等からタバコのニオイが染みついている） 園児の持ち物すべてタバコのニオイがする 子ども達のカバン、服のニオイがタバコ臭い。保護者へ受動喫煙防止対策を投げかける方法があれば教えていただきたいです。 利用者が敷地外ですぐに施設利用し、服などからタバコのニオイがすること 駐車場での喫煙が気になる
禁煙マークの掲示	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙マークの定期的張替え（どこでマークをもらえるか） 敷地内全面禁煙のステッカーを表示しているが劣化の為、薄くなっているので新しいのに取り替えたいが…
休日時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 施設が休日に外部から喫煙者が来た場合
全ての施設で敷地内完全禁煙にしてほしい	<ul style="list-style-type: none"> すべての施設で敷地内完全禁煙にしてほしい
施設柄特にトラブルはない	<ul style="list-style-type: none"> 保育園ということもあり、保護者も職員も施設内外で喫煙している人が見当たりません、見たことがない 幼稚園であり、施設利用者が禁煙に対して十分理解しているのでこれまでトラブルや困ったことはないです

【児童福祉施設】

カテゴリ	内容
テナントとして入居しているため禁煙が進まない	<ul style="list-style-type: none"> 先に入っていたテナントの要望により設置していた喫煙所について、後から入った当施設の目の前だったため、施設管理者に要望し移動してもらったが当施設から見える（風向きによっては臭いがする）範囲で不十分である アパート住民等が敷地近くで喫煙したりタバコの吸い殻を捨てている場合があり困っている 隣接する他業者が普通に吸っていて臭いもする。
たばこについてはダメだと伝えたい	<ul style="list-style-type: none"> 調査依頼をもらって改めてタバコを思い出しています。職員は誰もたばこは吸いませんし、身近にタバコがあることも忘れていました。父、母の中には喫煙者もいるかと思いますが、子供たちからタバコの話は聞いたことがありません。健康を害するタバコはこれからも絶対だめだと訴えたいですね 当学童クラブでは設立以来、この13年間職員に喫煙者がいないため、喫煙防止対策に対する認識があまりなく今日まで過ごしてきております。以後、職員に喫煙者がいた場合は対策を講じたいと思います。 喫煙者は一人だけであるため、特に問題意識があまりなかった。今後対応したい。 特にないが子どもを預かる施設なので子どもたちに悪影響を及ぼすことは禁止です。
受動喫煙防止の必要性が知りたい	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙（防止）の必要性をもっと知りたい。パンフレットやポスター等あれば欲しい

【障害児（者）通所・入所施設】

カテゴリ	内容
職員の禁煙指導	<ul style="list-style-type: none"> 職員の禁煙指導

【公民館・集会所】

カテゴリ	内容
たばこがどの程度有害か分からず	<ul style="list-style-type: none"> 加熱式タバコは無害だと思っている方が時々敷地内で喫煙していますが、実際どのくらい有害なのか等、たばこに全然詳しくないのでどう説明したらいいのか分からず。 敷地内全面禁煙に関する留意事項
法律についてまだ詳しく知らなかった	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止対策の言葉は知っているが、意外と（詳細は）知らない 情報の周知が無く検討課題が見つからない 公民館が対象施設と知らなかった
健康を守るために受動喫煙防止対策は必要。注意もしている	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙者にとって厳しいと思うだろうが、健康を守るために防止対策は必要であり、周知してもらうのに時間がかかりそうである。 室内禁煙の標示を行っていたので早速作業にとりかかります。今回のアンケートで気づかされることが多くありました 公民館に1日中いるわけではないので、時々注意したりしている。公民館外で喫煙している方もいる。

【公民館・集会所：続き】

カテゴリ	内容
受動喫煙対策をしたい ができない	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙所の設置においての予算がない ・公民館が休みの場合の管理ができない ・施設内の数カ所に禁煙表示しているが効果がないような気がする ・施設内標示していたが貴所へ返却
公共機関がポスター 制作をしてほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・公共機関より、ポスターを制作していただき掲示出来たらいいと思う。
喫煙者（利用者）に注意 をしたいができない。言 えない。 注意しても改善しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回評議委員会があり、一人だけ公民館の中で吸う人がいる。その人に注意をしたら「俺来ない」と言われる。注意したいができない、話し合いをしたいが、区民の方にはなかなか言えないから問題である（公民館に来ない場合） ・役員会等で会議終了後にお酒が入ると年配の役員が喫煙するので注意するが改める態度が無い。若者は率先して外の喫煙場所で喫煙しているのだが！ ・煙が体に害毒があることは証明されており、公共の場、多数の人が集まる場では「受動喫煙防止」勧告を行政側が積極的にキャンペーンしてほしい（個々人ではたばこを吸うなとは言いにくい雰囲気がある） ・煙（タバコ）の好きな方に面と向かって注意するのはまだ人情的？に難しい ・高齢者等への指導が難しい ・すべての区民が顔見知りで強く言えない ・施設内は禁煙でいたいのですが、敷地内まで禁煙にすると集会等の参加が減るのではと心配です。なにしろ小さな集落なので一人でも多く参加してほしいので ・男子のみ酒飲み場で喫煙希望者がいる。喫煙前に了解を求めるので断れない状況
利用者から受動喫煙対 策の要望がないが敷地 内禁煙を検討している	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内、施設内の禁煙の要望が今のところ特にない。敷地内での禁煙については検討中
今後受動喫煙について 話し合っていきたい	<ul style="list-style-type: none"> ・自分は喫煙したいので気を付けなかったが、飲酒しながら隣で喫煙されると嫌である。今後は受動喫煙について話し合っていきたい。
喫煙者がいる	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙者が多い ・自分がヘビースモーカーで・・・ ・施設利用者に喫煙者が多い（特に若者）
マナーが悪い	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙所があり風向きで事務所にも煙が入り込んでくる ・ポイ捨て、マナーの悪い人がいる
たばこ農家の収入や たばこ税について知り たい	<ul style="list-style-type: none"> ・タバコ生産農家の収入をどう考えていますか？見解を聞かせてください。 ・たばこ税が何に使われているか知りたい
特に困っていない	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設には灰皿が一台しかなく、施設内は禁煙、唯一の灰皿は屋外の談話コーナーに設置している。喫煙のマナーは良好と思われる ・困ることはないですが、青年会が公民館利用の場合は自主性にゆだねている

【港・ターミナル・空港】

カテゴリ	内容
フェリー内は禁煙だが下船時に喫煙する (全面禁煙は難しい)	・伊江村フェリーは全面禁煙を行っていることから下船時に利用者の要望が多い。どうしても全面禁煙には移行しづらい。
入居飲食店の理解が得られない	・飲食店内での禁煙の理解が得られない

【年金事務所・金融機関】

カテゴリ	内容
施設内禁煙を進めたいがどうしたらいいか分からぬ	・施設内禁煙を進めたいが、愛煙家が多く来店するためどのように周知すべきか ・施設内禁煙の方向で進めているが喫煙場所をどこにしたらいいのか
職員の健康増進を進めたいがどうしたらよいか	・職員の健康増進のため、たばこの本数を減らす、やめるにはどうしたらよいか
禁煙ステッカーが欲しい	・施設内禁煙のステッカーがありません。いただけたら助かります

【不明施設】

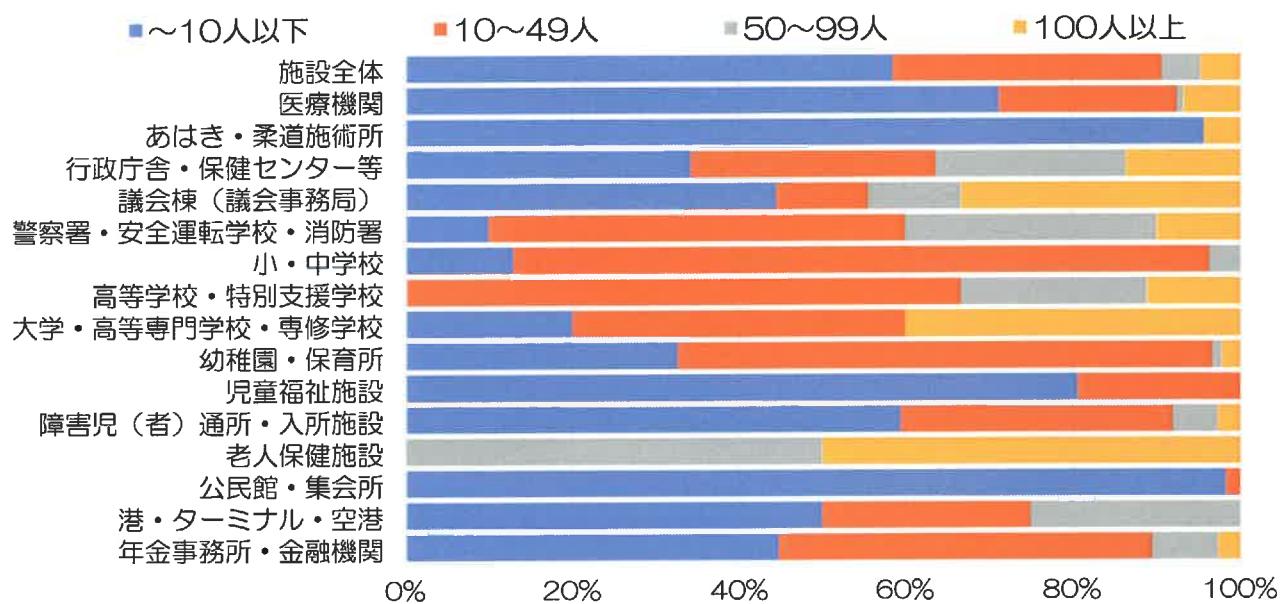
カテゴリ	内容
施設を禁煙にしても喫煙者が来たら意味がない	・施設内を禁煙にしてもヘビースモーカー(もしくは喫煙者)の患者様が来院したら意味がないと感じる

(15) 施設の職員数及び労働衛生管理体制

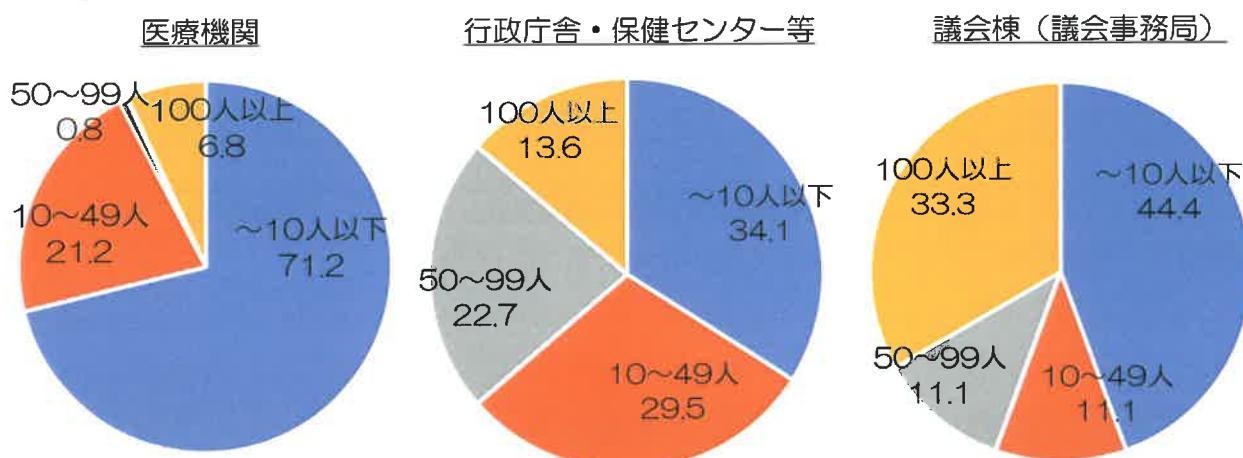
(15)－1 施設の職員数

- 「医療機関」、「あはき・柔道施術所」、「行政庁舎・保健センター等」、「議会等」、「警察署・安全運転学校・消防署」、「小・中学校」、「高等学校・特別支援学校」、「大学・高等専門学校・専修学校」、「幼稚園・保育所」、「児童福祉施設」、「障害児(者)通所・入所施設」、「公民館・集会所」、「港・ターミナル・空港」、「年金事務所・金融機関」では施設の職員数10人以下及び10～49人の割合は合わせて50%以上であった。
- 「老人保健施設」については、50～99人及び100人以上の割合は合わせて100%であった。

(施設カテゴリ別割合)



※再掲



(施設カテゴリ別実数)

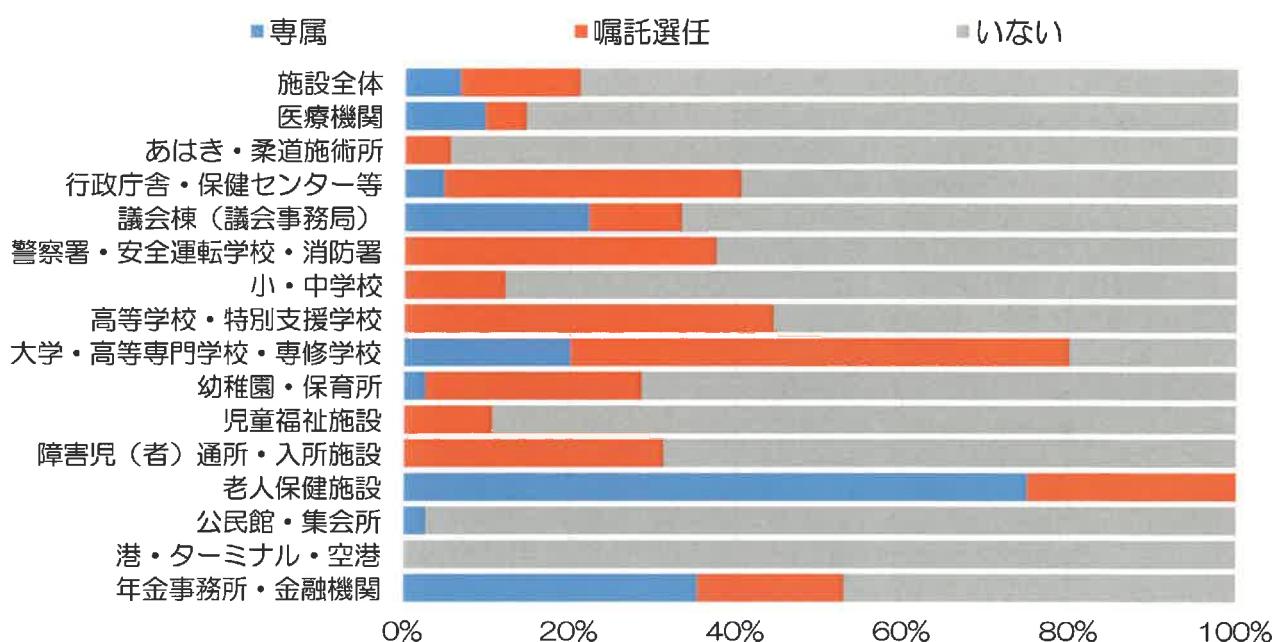
施設カテゴリ	~10人以下	10~49人	50~99人	100人以上	※ N数
施設全体	355	195	28	29	607
医療機関	94	28	1	9	132
あはき・柔道施術所	22	0	0	1	23
行政庁舎・保健センター等	15	13	10	6	44
議会棟（議会事務局）	4	1	1	3	9
警察署・安全運転学校・消防署	1	5	3	1	10
小・中学校	7	45	2	0	54
高等学校・特別支援学校	0	6	2	1	9
大学・高等専門学校・専修学校	1	2	0	2	5
幼稚園・保育所	29	57	1	2	89
児童福祉施設	25	6	0	0	31
障害児（者）通所・入所施設	22	12	2	1	37
老人保健施設	0	0	2	2	4
公民館・集会所	115	2	0	0	117
港・ターミナル・空港	2	1	1	0	4
年金事務所・金融機関	17	17	3	1	38

(15) -2 施設の労働衛生管理体制

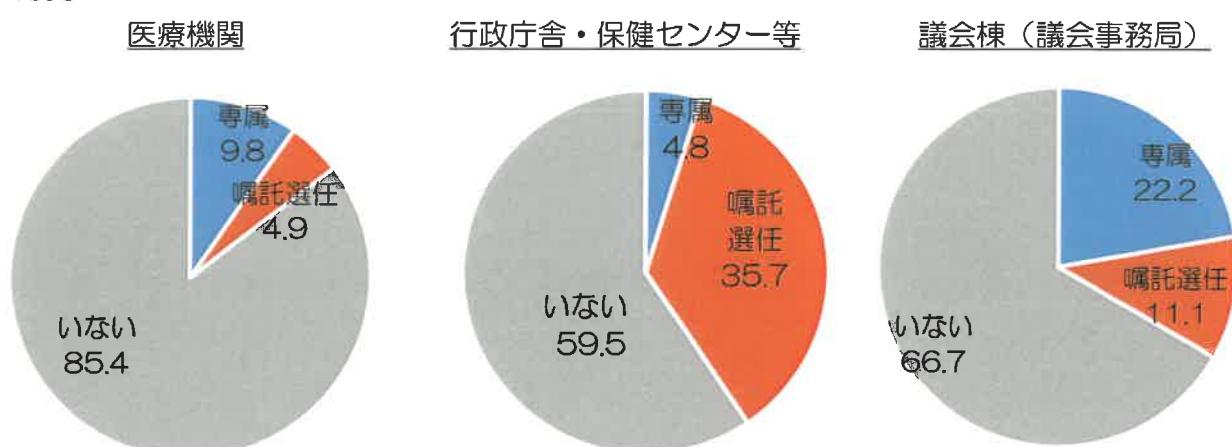
- 専属の産業医がいると回答した施設は「老人保健施設」75%と最も高く、次いで「年金事務所・金融機関」35.3%、「議会棟」22.2%であった。また嘱託選任がいると回答した施設は「大学・高等専門学校・専修学校」60%と最も高く、次いで「高等学校・特別支援学校」44.4%「警察署・安全運転学校・消防署」37.5%、「行政庁舎・保健センター等」35.7%であった。
- 専属の衛生管理者がいると回答した施設は「高等学校・特別支援学校」の55.6%が最も高く、次いで「老人保健施設」50%、「警察署・安全運転学校・消防署」の44.4%であった。また、嘱託選任がいると回答した施設は「小・中学校」の25%が最も高く、「高等学校・特別支援学校」の11.1%、「幼稚園・保育所」10.5%であった。
- 専属の産業保健師（看護師）がいると回答した施設は「老人保健施設」が50%と最も高く、次いで「大学・高等専門学校・専修学校」の40%であった。嘱託選任がいると回答した施設は「幼稚園・保育所」「年金事務所・金融機関」の14.7%と最も多かった。

【産業医】

(施設カテゴリ別割合)



※再掲

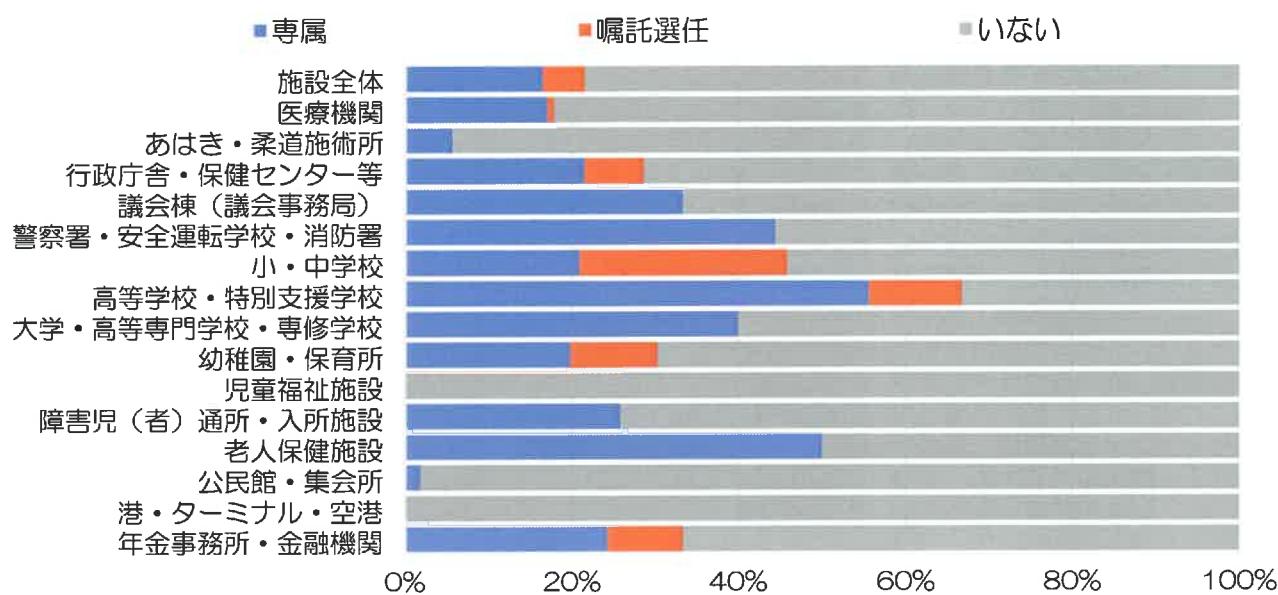


(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	専属	嘱託選任	いない	※ N 数
施設全体	37	79	434	550
医療機関	12	6	105	123
あはき・柔道施術所	0	1	17	18
行政庁舎・保健センター等	2	15	25	42
議会棟(議会事務局)	2	1	6	9
警察署・安全運転学校・消防署	0	3	5	8
小・中学校	0	6	43	49
高等学校・特別支援学校	0	4	5	9
大学・高等専門学校・専修学校	1	3	1	5
幼稚園・保育所	2	20	55	77
児童福祉施設	0	3	25	28
障害児(者)通所・入所施設	0	10	22	32
老人保健施設	3	1	0	4
公民館・集会所	3	0	105	108
港・ターミナル・空港	0	0	3	3
年金事務所・金融機関	12	6	16	34

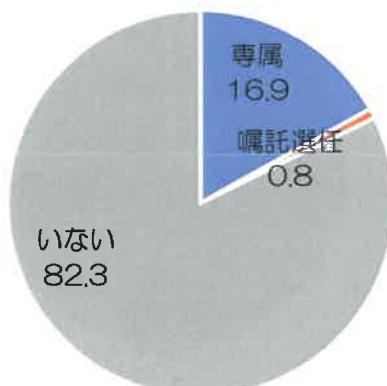
【衛生管理者】

(施設カテゴリ別割合)

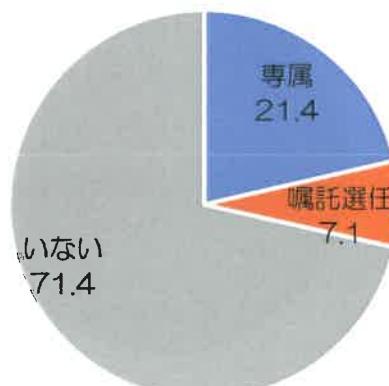


※再掲

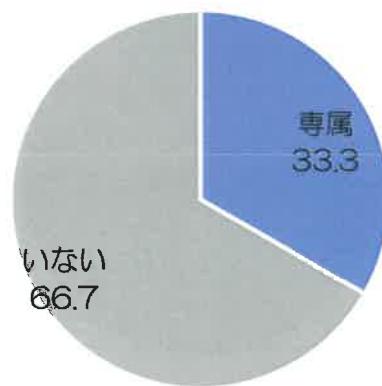
医療機関



行政庁舎・保健センター等



議会棟(議会事務局)

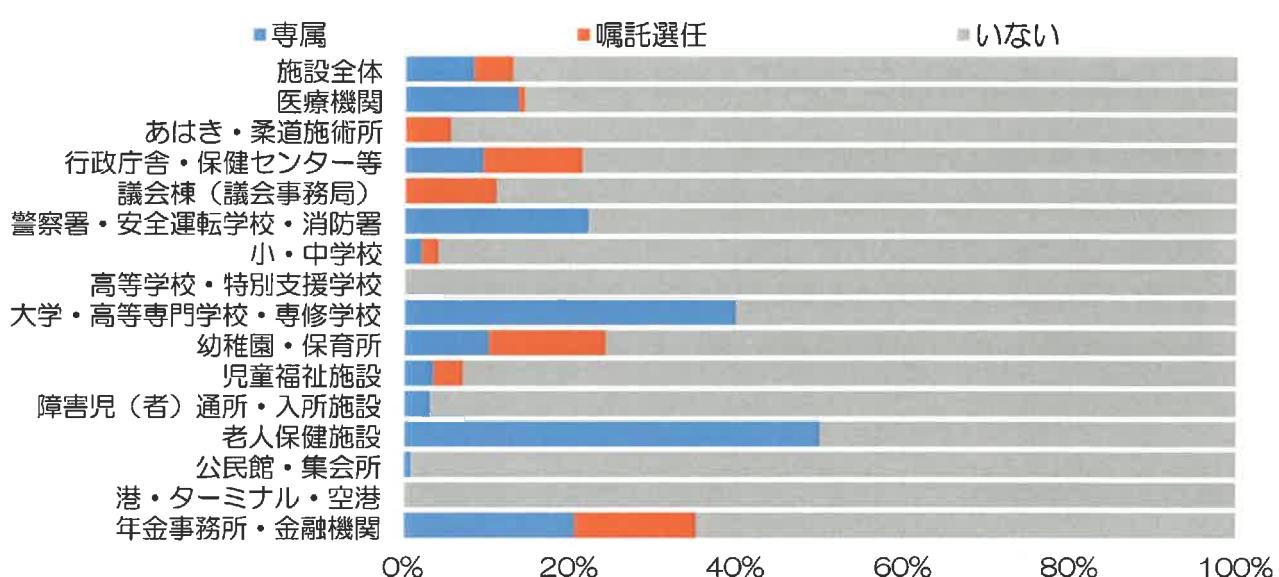


(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	専属	嘱託選任	いない	※ N 数
施設全体	90	28	432	550
医療機関	21	1	102	124
あはき・柔道施術所	1	0	17	18
行政庁舎・保健センター等	9	3	30	42
議会棟(議会事務局)	3	0	6	9
警察署・安全運転学校・消防署	4	0	5	9
小・中学校	10	12	26	48
高等学校・特別支援学校	5	1	3	9
大学・高等専門学校・専修学校	2	0	3	5
幼稚園・保育所	15	8	53	76
児童福祉施設	0	0	28	28
障害児(者)通所・入所施設	8	0	23	31
老人保健施設	2	0	2	4
公民館・集会所	2	0	108	110
港・ターミナル・空港	0	0	3	3
年金事務所・金融機関	8	3	22	33

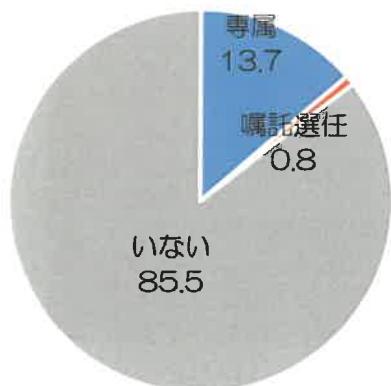
【産業保健師・看護師】

(施設カテゴリ別割合)

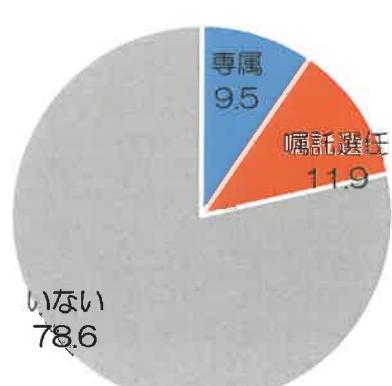


※再掲

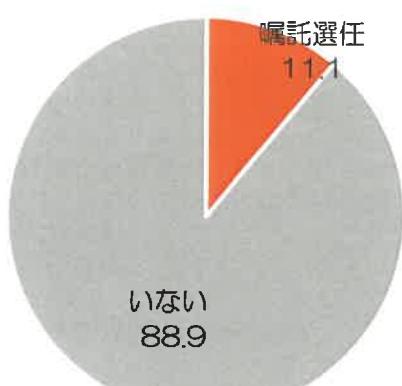
医療機関



行政庁舎・保健センター等



議会棟(議会事務局)



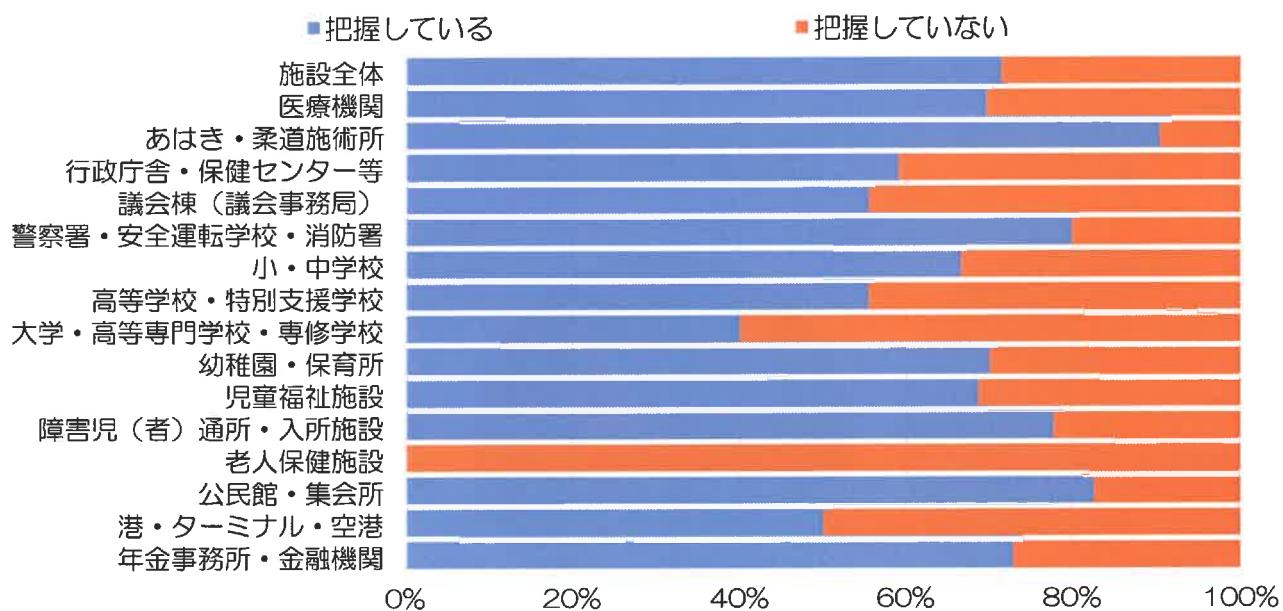
(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	専属	嘱託選任	いない	※ N 数
施設全体	46	26	479	551
医療機関	17	1	106	124
あはき・柔道施術所	0	1	17	18
行政庁舎・保健センター等	4	5	33	42
議会棟(議会事務局)	0	1	8	9
警察署・安全運転学校・消防署	2	0	7	9
小・中学校	1	1	46	48
高等学校・特別支援学校	0	0	9	9
大学・高等専門学校・専修学校	2	0	3	5
幼稚園・保育所	8	11	59	78
児童福祉施設	1	1	26	28
障害児(者)通所・入所施設	1	0	30	31
老人保健施設	2	0	2	4
公民館・集会所	1	0	107	108
港・ターミナル・空港	0	0	3	3
年金事務所・金融機関	7	5	22	34

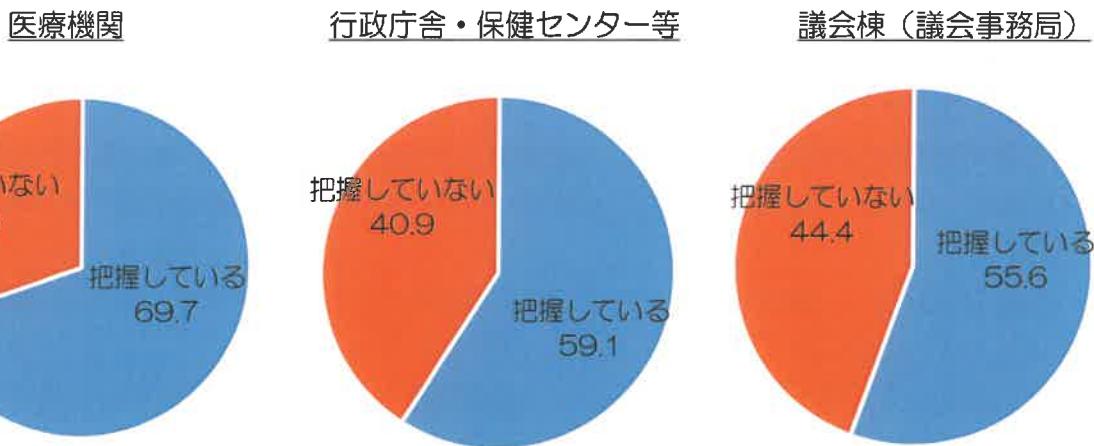
(16) 職員の喫煙状況について(把握の有無・施設カテゴリ別喫煙状況の平均値)

- 職員の喫煙状況について、施設全体では 71.5%が把握していると回答しており、「あはき・柔道施術所」の 90.5%が最も高く、次いで「公民館・集会所」の 82.6%、「警察署・安全運転学校・消防署」の 80%であった。
- 把握していると回答のあった施設における、喫煙率(男女合計、平均値)について、「年金事務所・金融機関」35.9%が最も高く、次いで「議会棟」の 23.3%、「公民館・集会所」の 19.7%であった。

(施設カテゴリ別割合)



※再掲



(施設カテゴリ別実数)

施設カテゴリ	把握している	把握していない	※ N数
施設全体	429	171	600
医療機関	92	40	132
あはき・柔道施術所	19	2	21
行政庁舎・保健センター等	26	18	44
議会棟（議会事務局）	5	4	9
警察署・安全運転学校・消防署	8	2	10
小・中学校	36	18	54
高等学校・特別支援学校	5	4	9
大学・高等専門学校・専修学校	2	3	5
幼稚園・保育所	61	26	87
児童福祉施設	22	10	32
障害児（者）通所・入所施設	28	8	36
老人保健施設	0	4	4
公民館・集会所	95	20	115
港・ターミナル・空港	2	2	4
年金事務所・金融機関	27	10	37

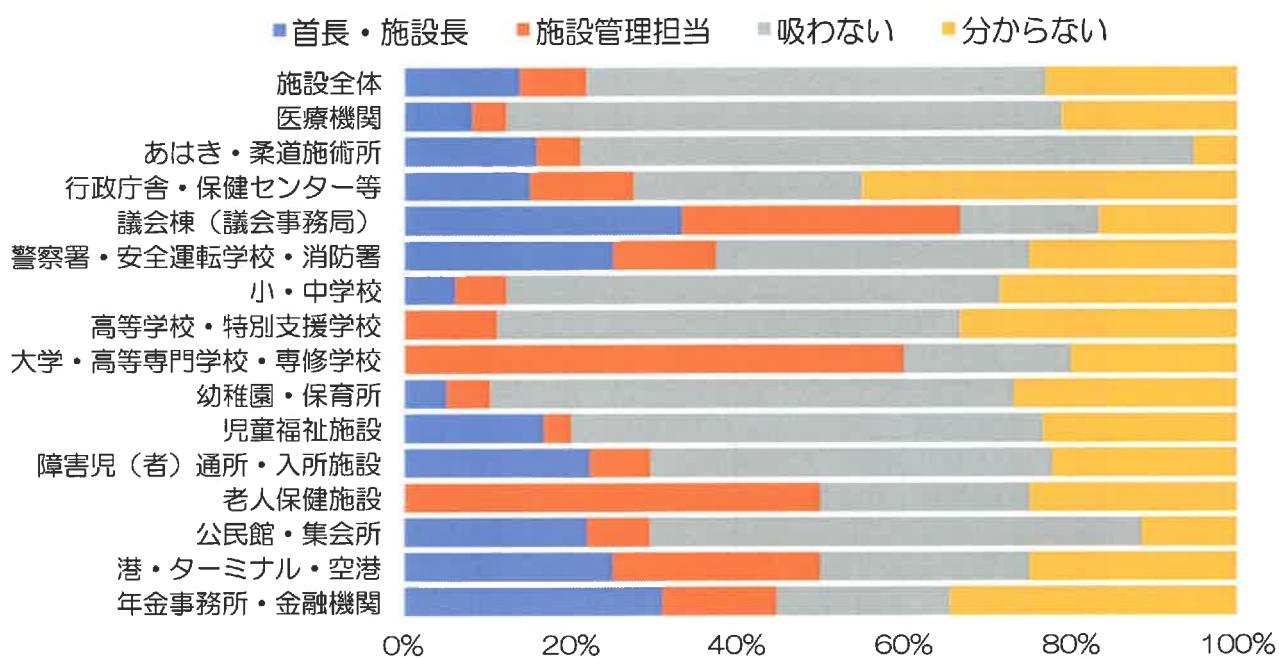
(施設カテゴリ別喫煙率の平均値) ※回答のあった施設のみ

施設カテゴリ	喫煙率（平均）
医療機関	5.6
あはき・柔道施術所	17.6
行政庁舎・保健センター等	15.8
議会棟（議会事務局）	23.3
警察署・安全運転学校・消防署	18.2
小・中学校	6.6
高等学校・特別支援学校	1.5
大学・高等専門学校・専修学校	25
幼稚園・保育所	3.3
児童福祉施設	2.1
障害児（者）通所・入所施設	20
老人保健施設	-
公民館・集会所	19.7
港・ターミナル・空港	49
年金事務所・金融機関	35.9

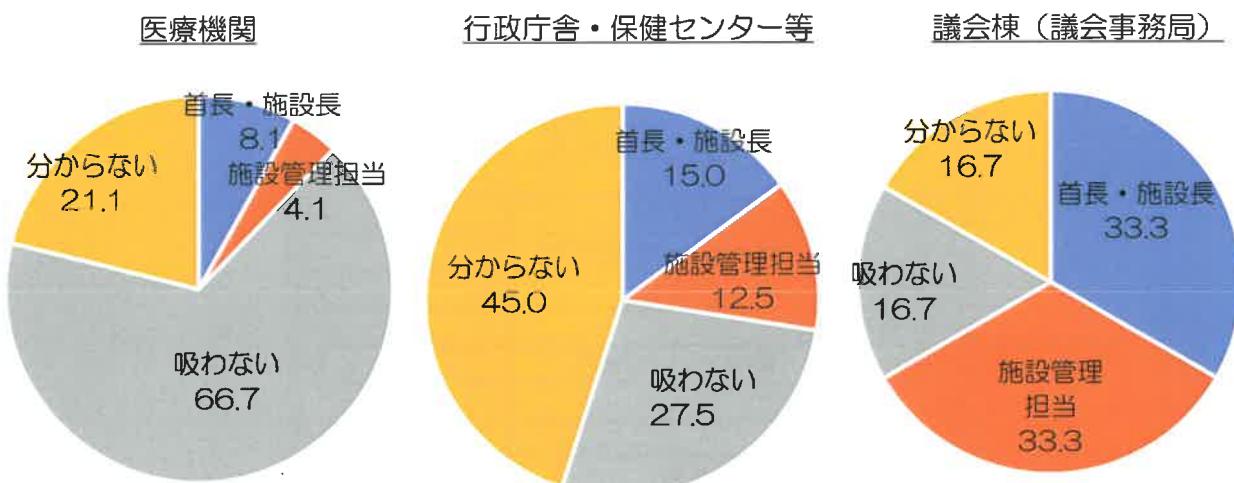
(17) 首長・施設長（管理者）・施設管理担当の喫煙状況について

- 施設全体では「吸わない」55.1%、次いで、「首長・施設長が喫煙者」13.8%、「施設管理担当が喫煙者」8%であった。
- 「首長・施設長」が喫煙者について、「議会等」33.3%と最も多く、次いで「年金事務所・金融機関」31%、「港・ターミナル・空港」及び「警察署・安全運転学校・消防署」が25%であった。
- 「施設管理担当」が喫煙者について「大学・高等専門学校・専修学校」60%と最も多く、次いで「老人保健施設」50%、「議会等」33.3%であった。
- 「吸わない」と回答した施設は「あはき・柔道施術所」73.7%と最も多く、次いで「医療機関」66.7%、「幼稚園・保育所」62.8%であった。

（施設カテゴリ別割合）



※再掲



(施設カテゴリ別実数)

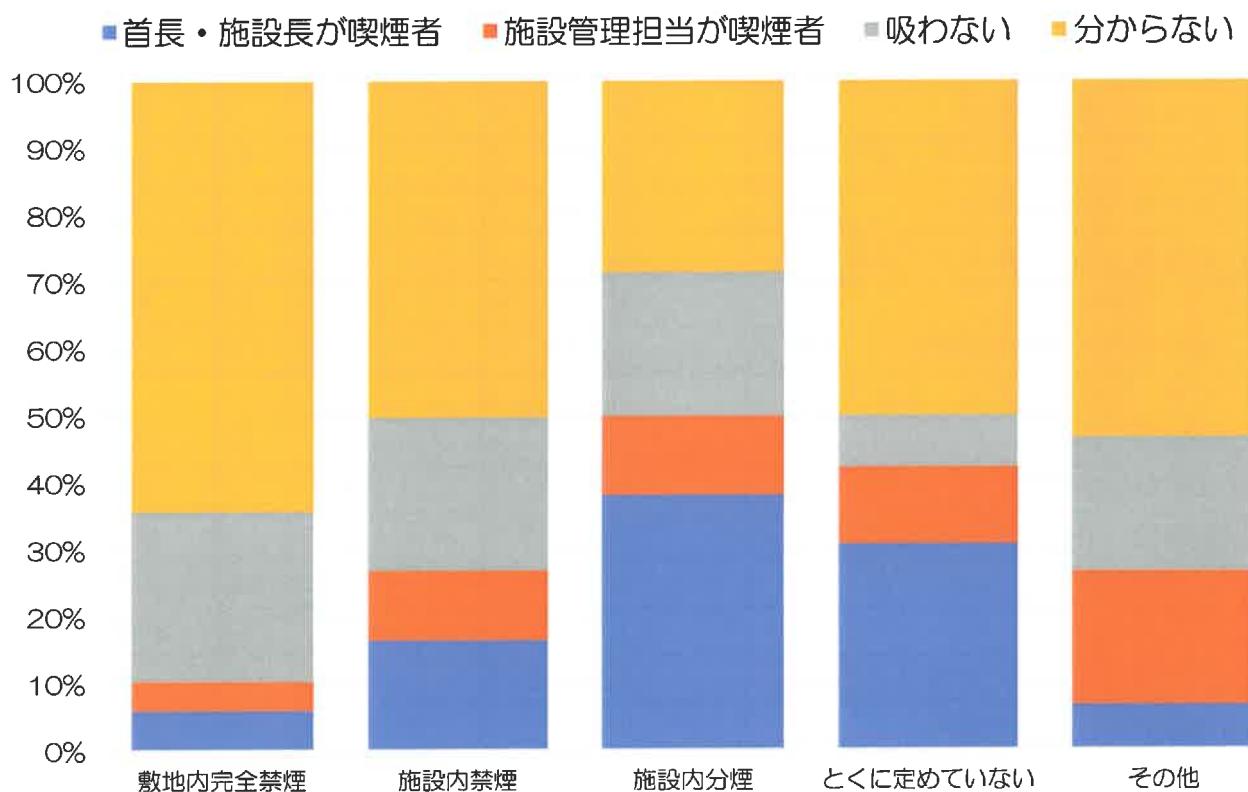
施設カテゴリ	首長・施設長	施設管理担当	吸わない	分からない	※ N数
施設全体	74	43	296	124	537
医療機関	10	5	82	26	123
あはき・柔道施術所	3	1	14	1	19
行政庁舎・保健センター等	6	5	11	18	40
議会棟(議会事務局)	2	2	1	1	6
警察署・安全運転学校・消防署	2	1	3	2	8
小・中学校	3	3	29	14	49
高等学校・特別支援学校	0	1	5	3	9
大学・高等専門学校・専修学校	0	3	1	1	5
幼稚園・保育所	4	4	49	21	78
児童福祉施設	5	1	17	7	30
障害児(者)通所・入所施設	6	2	13	6	27
老人保健施設	0	2	1	1	4
公民館・集会所	23	8	62	12	105
港・ターミナル・空港	1	1	1	1	4
年金事務所・金融機関	9	4	6	10	29

(18) 首長・施設長(管理者)・施設管理担当の喫煙状況と現在の禁煙区域について(クロス集計)

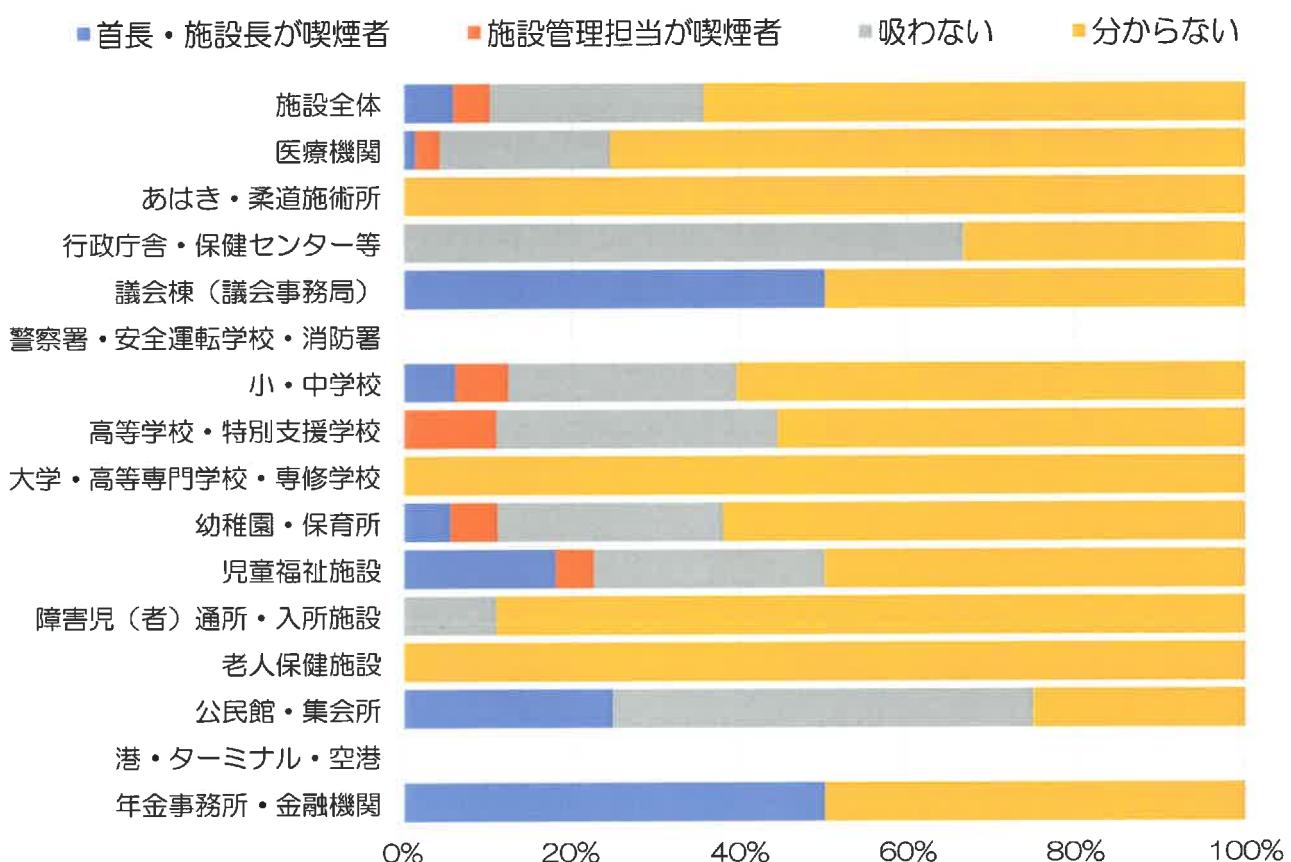
- ・首長・施設長(管理者)及び施設管理担当の喫煙状況と現在の禁煙区域をクロス集計(掛け合わせて集計)した結果、施設全体での「首長・施設長が喫煙者」は、敷地内完全禁煙が6%、施設内禁煙が16.4%、施設内分煙が38.1%、特に定めていないが30.8%となっている。
- ・施設全体での「施設管理担当が喫煙者」は敷地内完全禁煙が4.4%、施設内禁煙が10.4%、施設内分煙が11.9%、特に定めていないが11.5%となっている。
- ・施設全体での「吸わない」は敷地内完全禁煙が25.4%、施設内禁煙が22.9%、施設内分煙が21.4%、特に定めていないが7.7%であった。

(施設カテゴリ別割合)

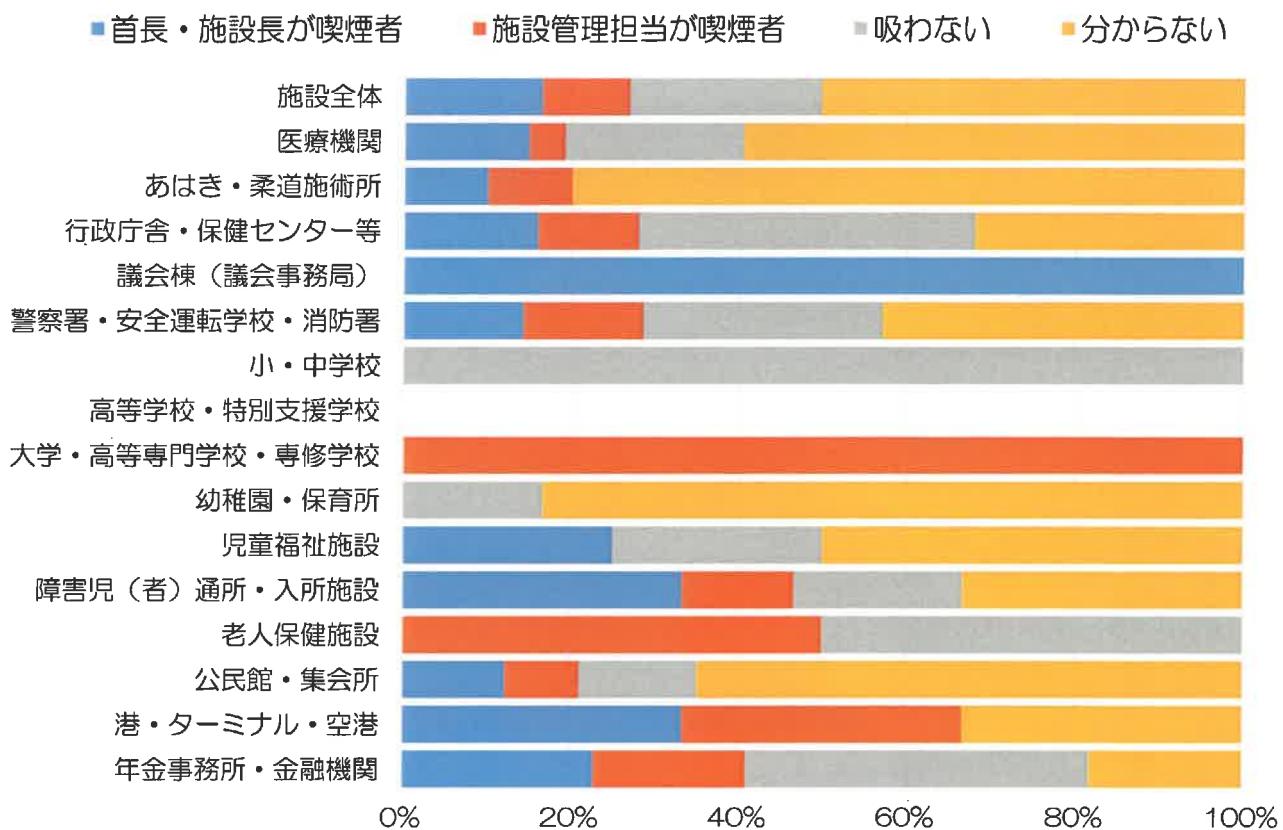
【施設全体のまとめ】



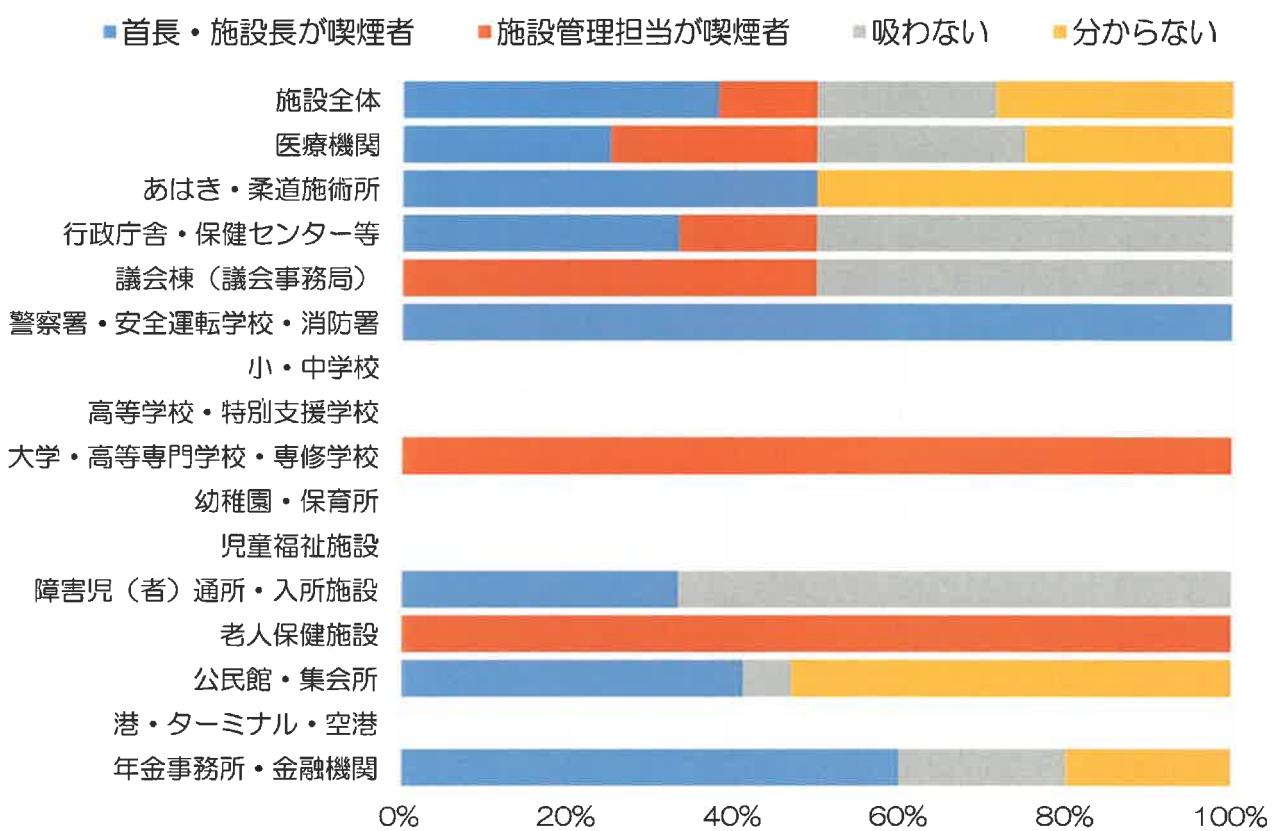
【敷地内完全禁煙】



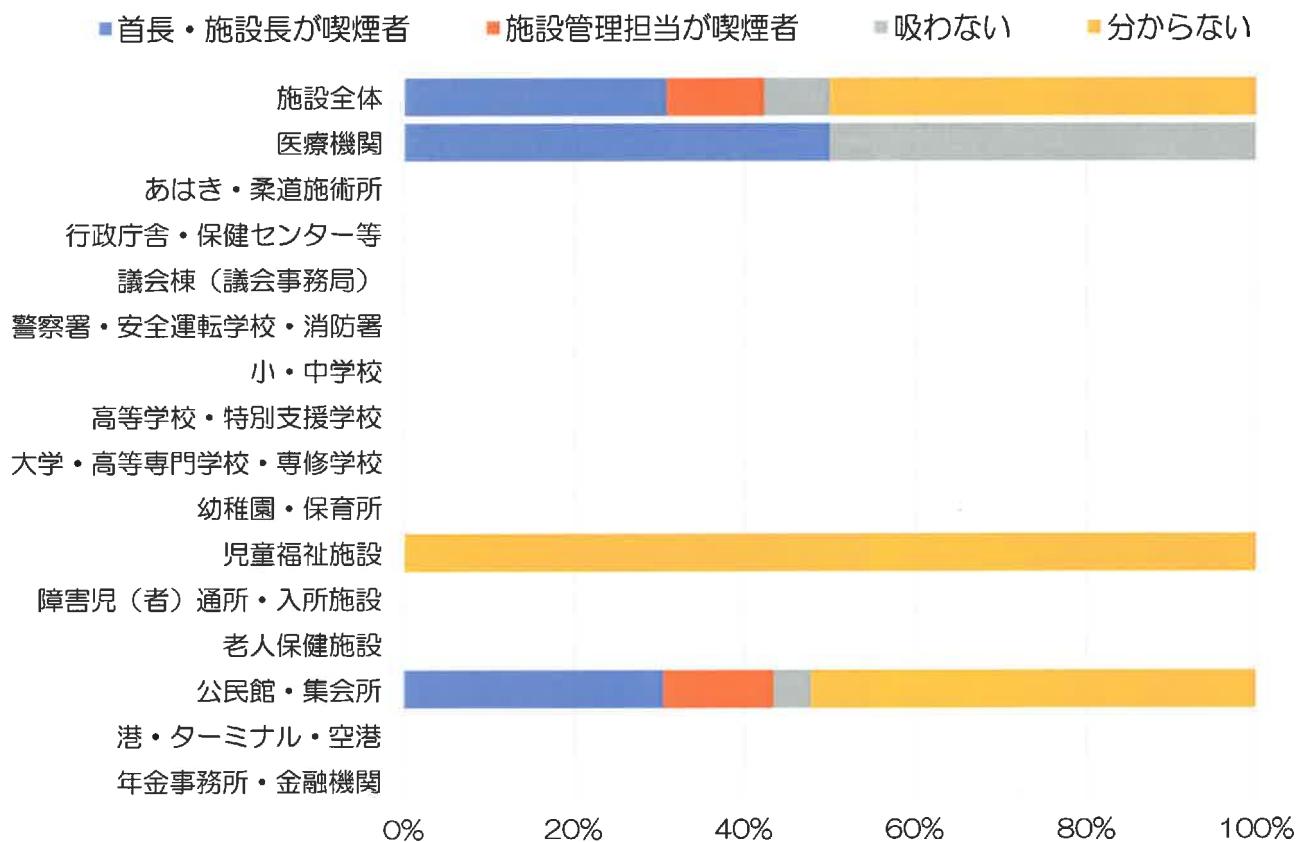
【施設内禁煙】



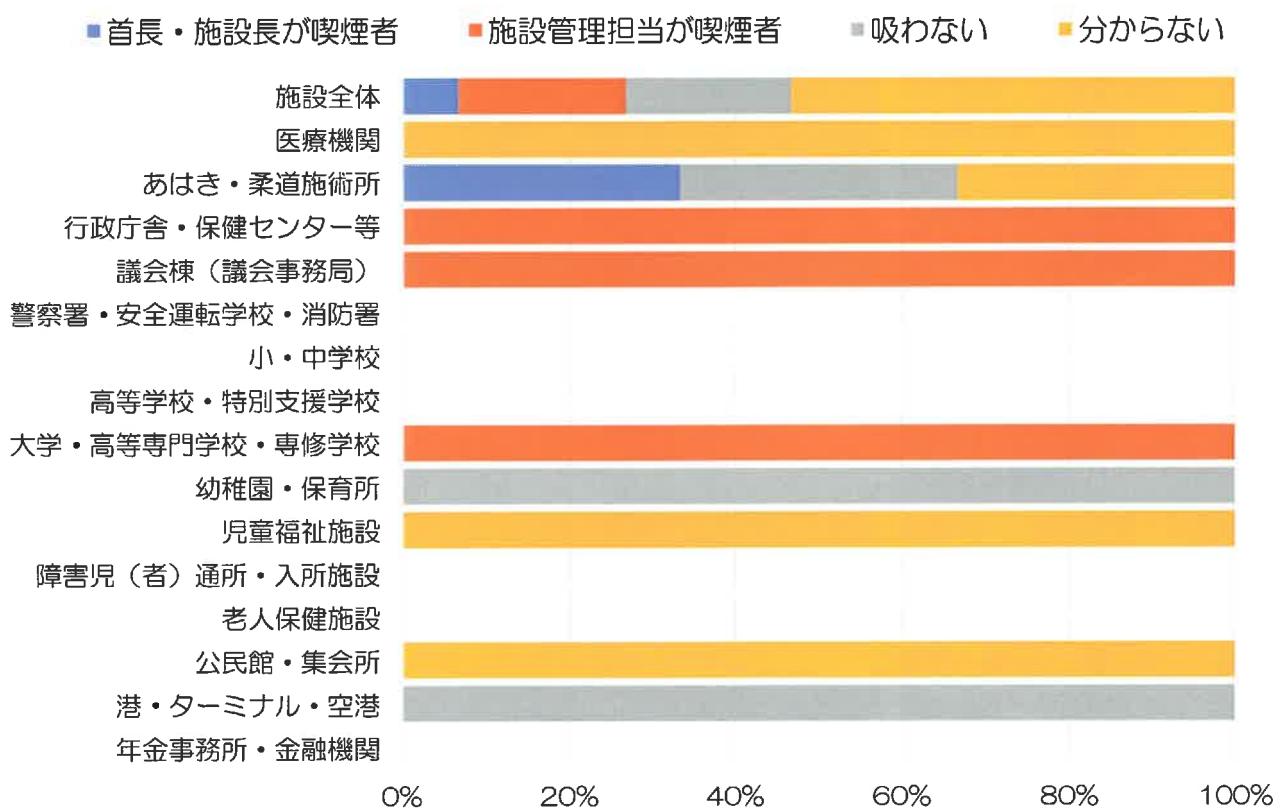
【施設内分煙】



【特に定めていない】



【その他】



(施設カテゴリ別実数)

【施設全体のまとめ】

施設カテゴリ	首長・施設 長が喫煙者	施設管理担 当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
敷地内完全禁煙	15	11	64	162	252
施設内禁煙	33	21	46	101	201
施設内分煙	16	5	9	12	42
とくに定めていない	8	3	2	13	26
その他	1	3	3	8	15

【敷地内完全禁煙】

施設カテゴリ	首長・施設 長が喫煙者	施設管理担 当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
施設全体	15	11	64	162	252
医療機関	1	2	14	52	69
あはき・柔道施術所	0	0	0	4	4
行政庁舎・保健センター等	0	0	6	3	9
議会棟(議会事務局)	1	0	0	1	2
警察署・安全運転学校・消防署	0	0	0	0	0
小・中学校	3	3	13	29	48
高等学校・特別支援学校	0	1	3	5	9
大学・高等専門学校・専修学校	0	0	0	1	1
幼稚園・保育所	4	4	19	44	71
児童福祉施設	4	1	6	11	22
障害児(者)通所・入所施設	0	0	1	8	9
老人保健施設	0	0	0	1	1
公民館・集会所	1	0	2	1	4
港・ターミナル・空港	0	0	0	0	0
年金事務所・金融機関	1	0	0	1	2

【施設内禁煙】

施設カテゴリ	首長・施設 長が喫煙者	施設管理担 当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
施設全体	33	21	46	101	201
医療機関	7	2	10	28	47
あはき・柔道施術所	1	1	0	8	10
行政庁舎・保健センター等	4	3	10	8	25
議会棟(議会事務局)	1	0	0	0	1
警察署・安全運転学校・消防署	1	1	2	3	7
小・中学校	0	0	1	0	1
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	0	1	0	0	1
幼稚園・保育所	0	0	1	5	6
児童福祉施設	1	0	1	2	4
障害児(者)通所・入所施設	5	2	3	5	15
老人保健施設	0	1	1	0	2
公民館・集会所	7	5	8	37	57
港・ターミナル・空港	1	1	0	1	3
年金事務所・金融機関	5	4	9	4	22

【施設内分煙】

施設カテゴリ	首長・施設 長が喫煙者	施設管理担 当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
施設全体	16	5	9	12	42
医療機関	1	1	1	1	4
あはき・柔道施術所	1	0	0	1	2
行政庁舎・保健センター等	2	1	3	0	6
議会棟(議会事務局)	0	1	1	0	2
警察署・安全運転学校・消防署	1	0	0	0	1
小・中学校	0	0	0	0	0
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	0	1	0	0	1
幼稚園・保育所	0	0	0	0	0
児童福祉施設	0	0	0	0	0
障害児(者)通所・入所施設	1	0	2	0	3
老人保健施設	0	1	0	0	1
公民館・集会所	7	0	1	9	17
港・ターミナル・空港	0	0	0	0	0
年金事務所・金融機関	3	0	1	1	5

【特に定めていない】

施設カテゴリ	首長・施設 長が喫煙者	施設管理担 当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
施設全体	8	3	2	13	26
医療機関	1	0	1	0	2
あはき・柔道施術所	0	0	0	0	0
行政庁舎・保健センター等	0	0	0	0	0
議会棟(議会事務局)	0	0	0	0	0
警察署・安全運転学校・消防署	0	0	0	0	0
小・中学校	0	0	0	0	0
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	0	0	0	0	0
幼稚園・保育所	0	0	0	0	0
児童福祉施設	0	0	0	1	1
障害児(者)通所・入所施設	0	0	0	0	0
老人保健施設	0	0	0	0	0
公民館・集会所	7	3	1	12	23
港・ターミナル・空港	0	0	0	0	0
年金事務所・金融機関	0	0	0	0	0

【その他】

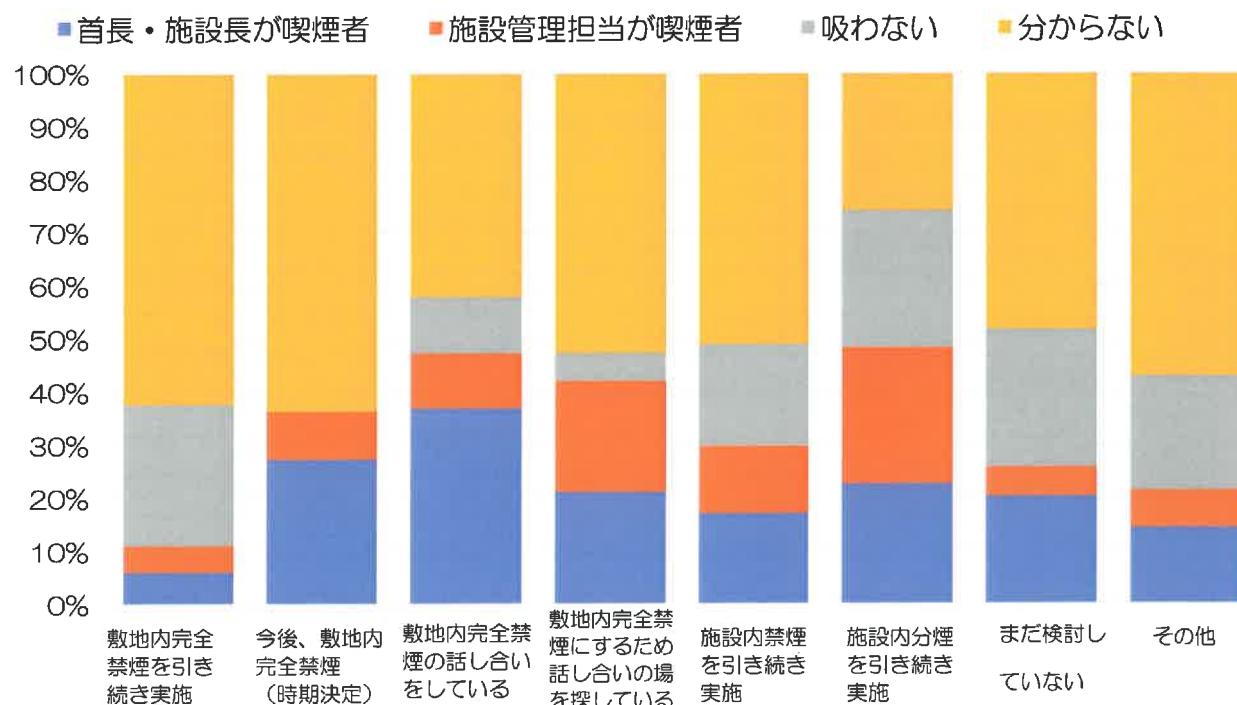
施設カテゴリ	首長・施設長が喫煙者	施設管理担当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※ N 数
施設全体	1	3	3	8	4
医療機関	0	0	0	1	1
あはき・柔道施術所	1	0	1	1	3
行政庁舎・保健センター等	0	1	0	0	1
議会棟（議会事務局）	0	1	0	0	1
警察署・安全運転学校・消防署	0	0	0	0	0
小・中学校	0	0	0	0	0
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	0	1	0	0	1
幼稚園・保育所	0	0	1	0	1
児童福祉施設	0	0	0	3	3
障害児（者）通所・入所施設	0	0	0	0	0
老人保健施設	0	0	0	0	0
公民館・集会所	0	0	0	3	3
港・ターミナル・空港	0	0	1	0	1
年金事務所・金融機関	0	0	0	0	0

(19) 首長・施設長（管理者）・施設管理担当の喫煙状況と今後の禁煙区域について（クロス集計）

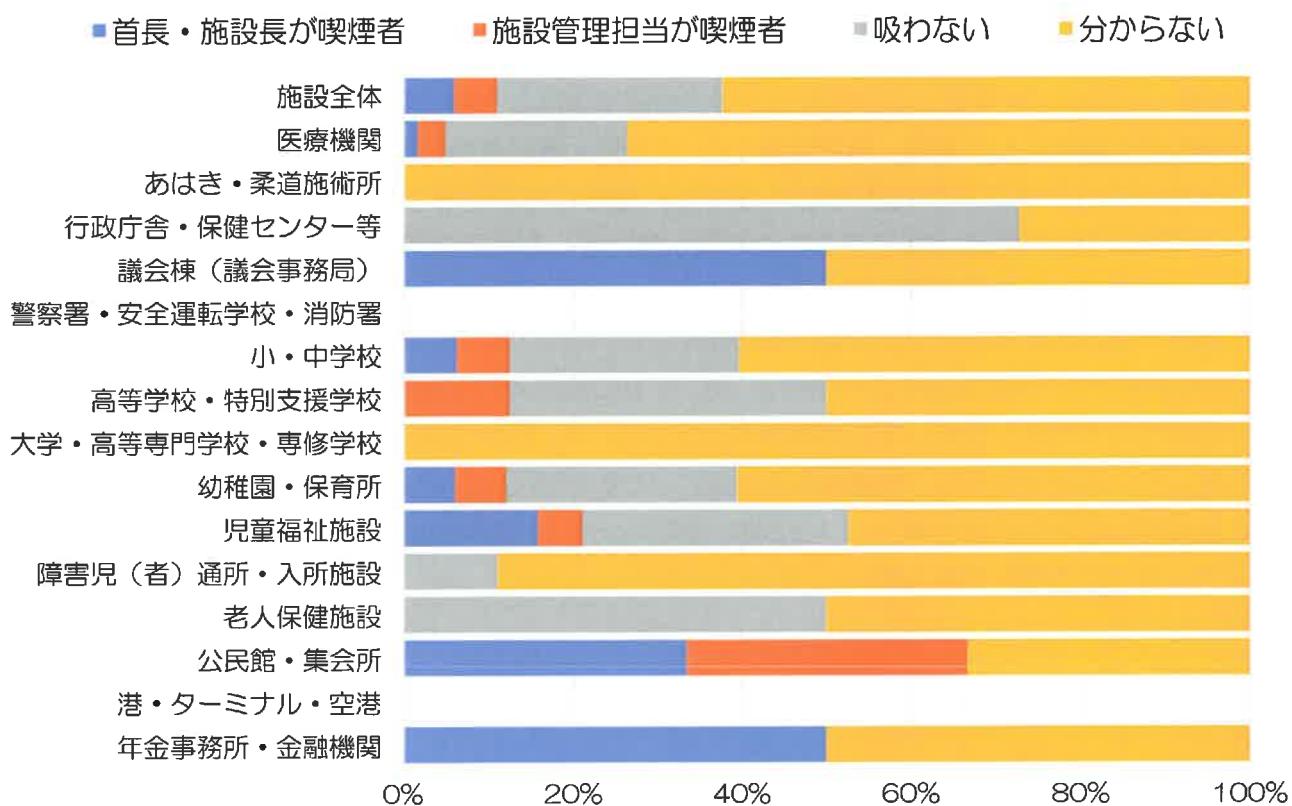
- ・首長・施設長（管理者）及び施設管理担当の喫煙状況と今後の禁煙区域をクロス集計（掛け合わせて集計）した結果、施設全体での、「首長・施設長施設管理者が喫煙者」は、すでに敷地内完全禁煙で引き続き実施が 5.9%、敷地内完全禁煙を予定しており時期も設定が 27.3%、敷地内完全禁煙をするための話し合いをしているが 36.8%、敷地内完全禁煙にしたいが話し合いの場を探しているが 21.1%、施設内禁煙を引き続き実施が 17%、施設内分煙を引き続き実施が 22.6%、まだ検討していないが 20.2%であった。
- ・施設全体での「施設管理担当が喫煙者」は、すでに敷地内完全禁煙で引き続き実施が 5.1%、敷地内完全禁煙を予定しており時期も設定が 9.1%、敷地内完全禁煙をするための話し合いをしているが 10.5%、敷地内完全禁煙にしたいが話し合いの場を探しているが 21.1%、施設内禁煙を引き続き実施が 12.8%、施設内分煙を引き続き実施が 25.8%、まだ検討していないが 5.6%であった。

(施設カテゴリ別割合)

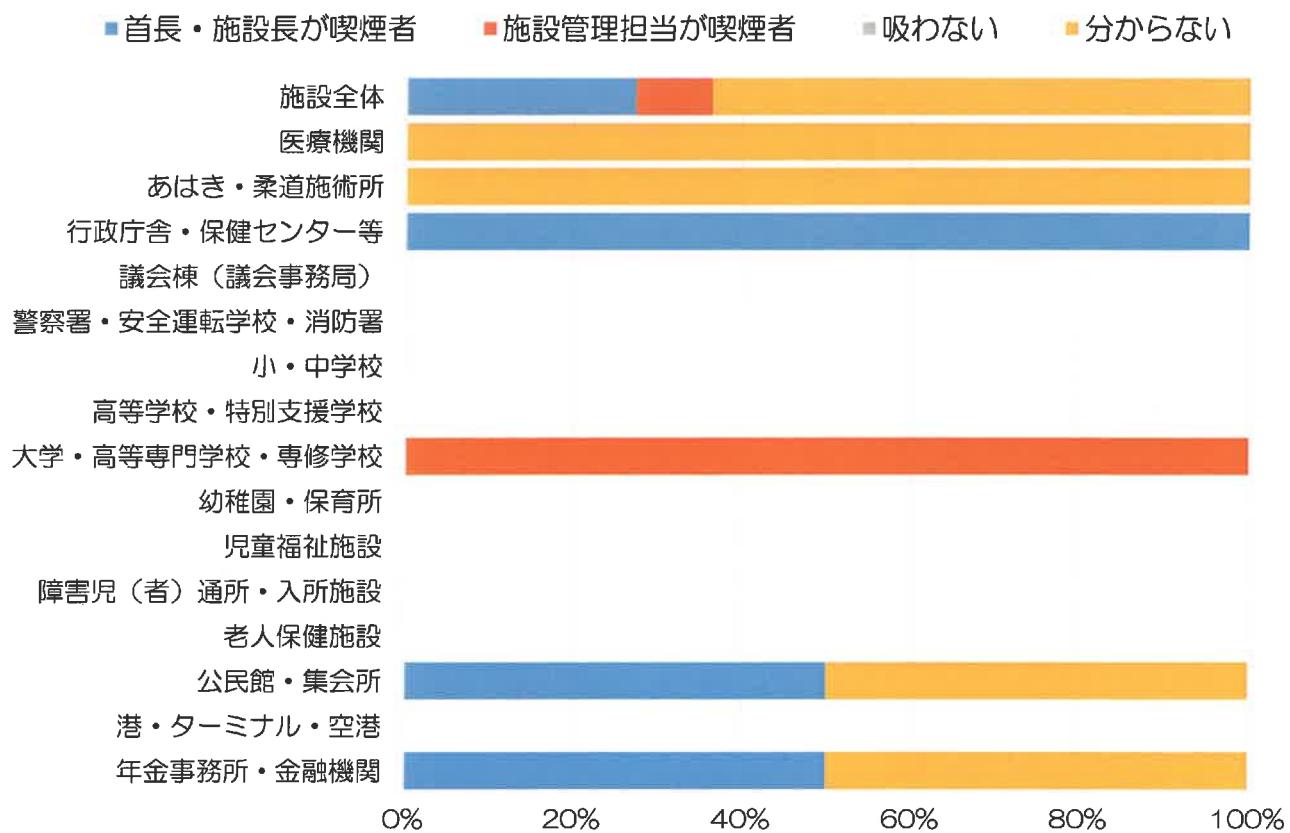
【施設全体のまとめ】



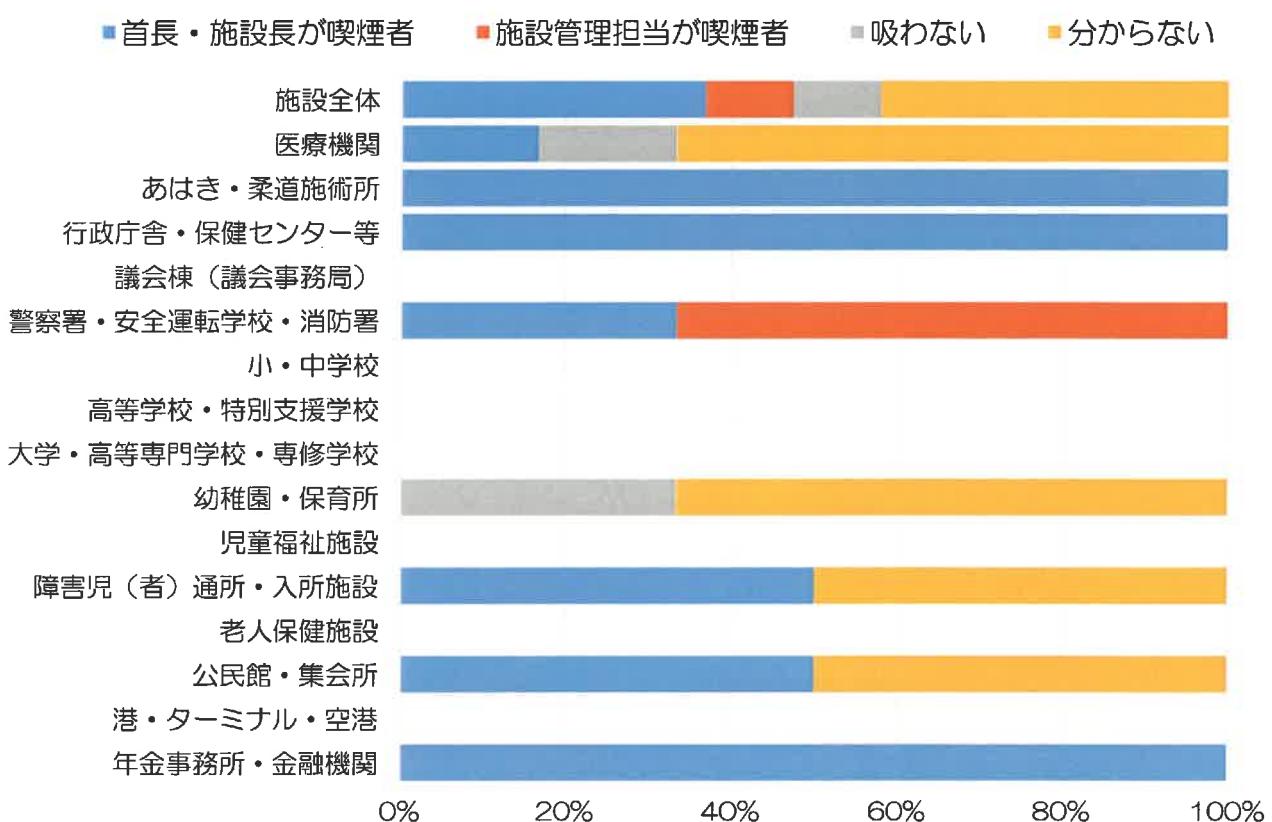
【すでに敷地内完全禁煙。引き続き実施】



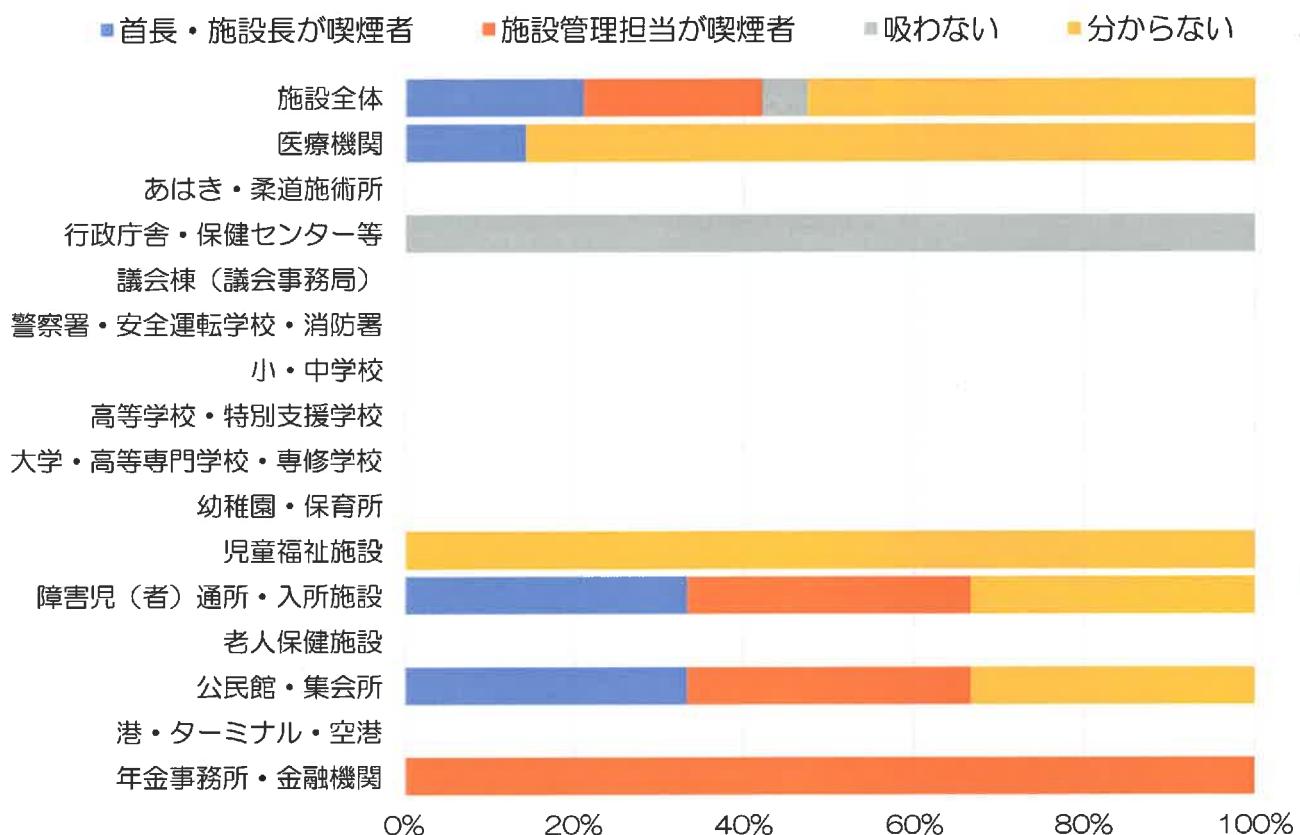
【敷地内完全禁煙を予定。時期も設定】



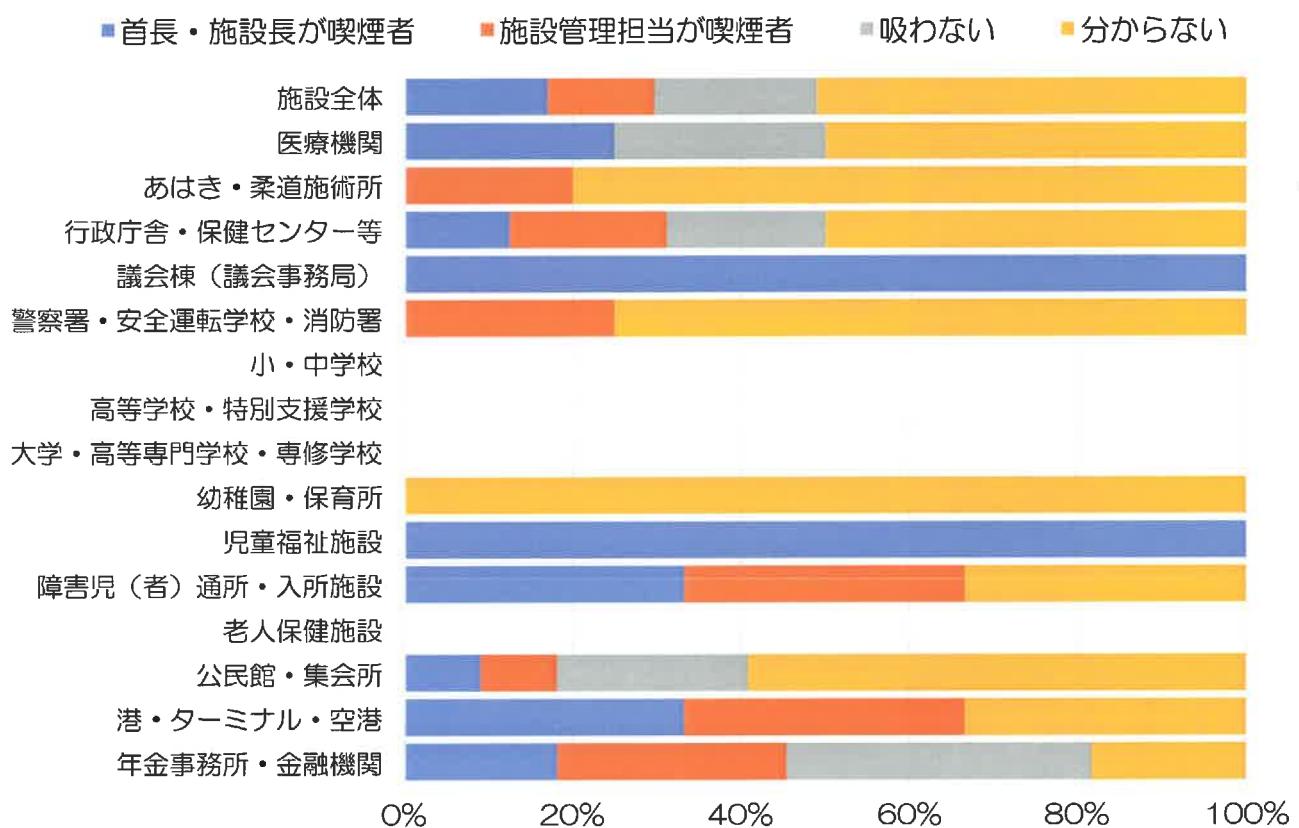
【敷地内完全禁煙をするための話し合いをしている】



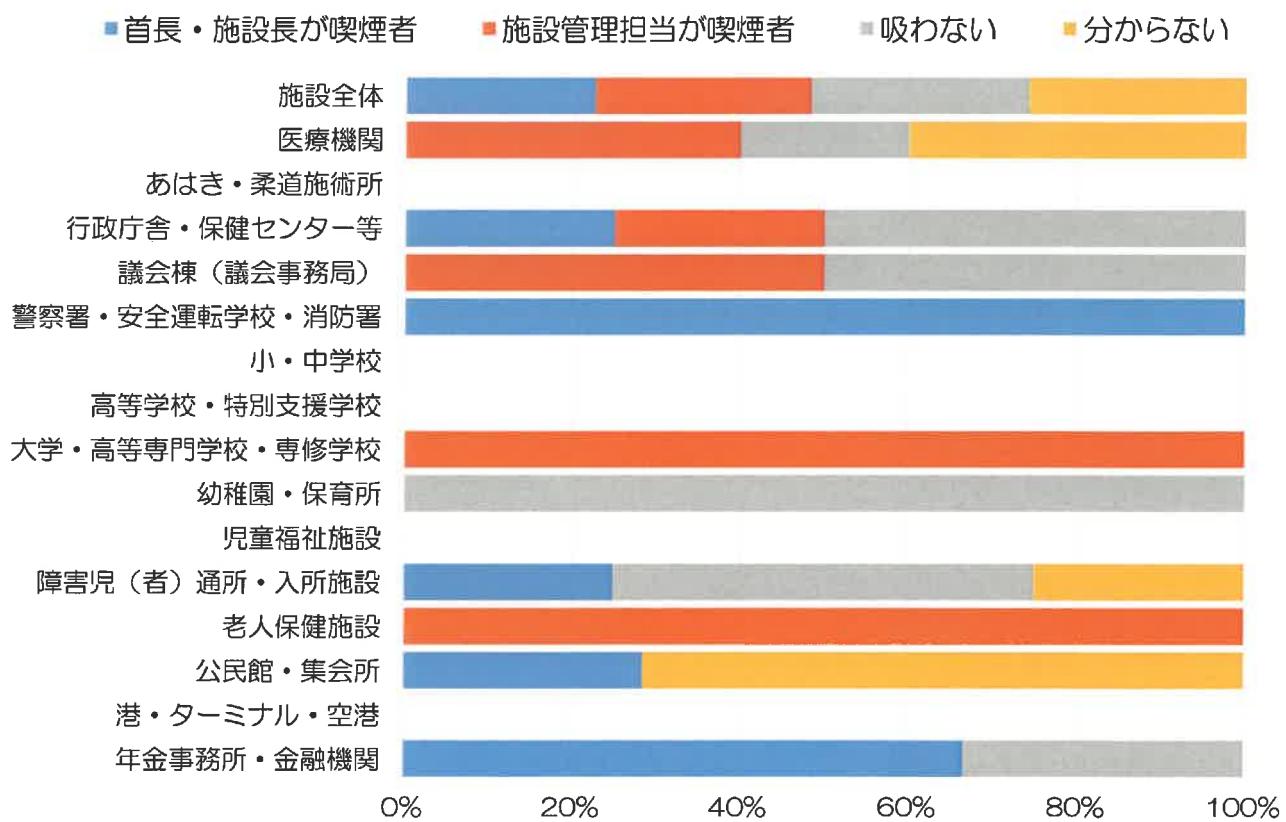
【敷地内完全禁煙にしたいが話し合いの場を探している】



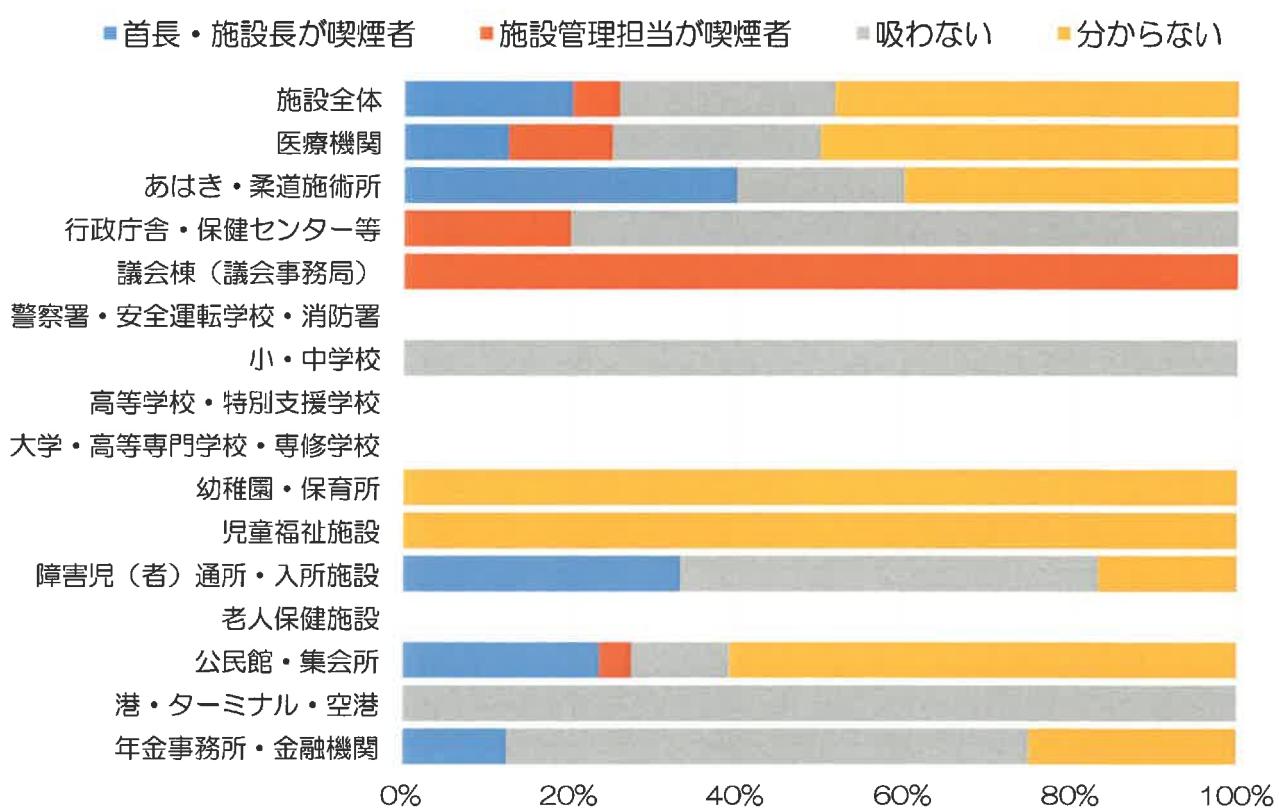
【すでに施設内禁煙をしており引き続き実施】



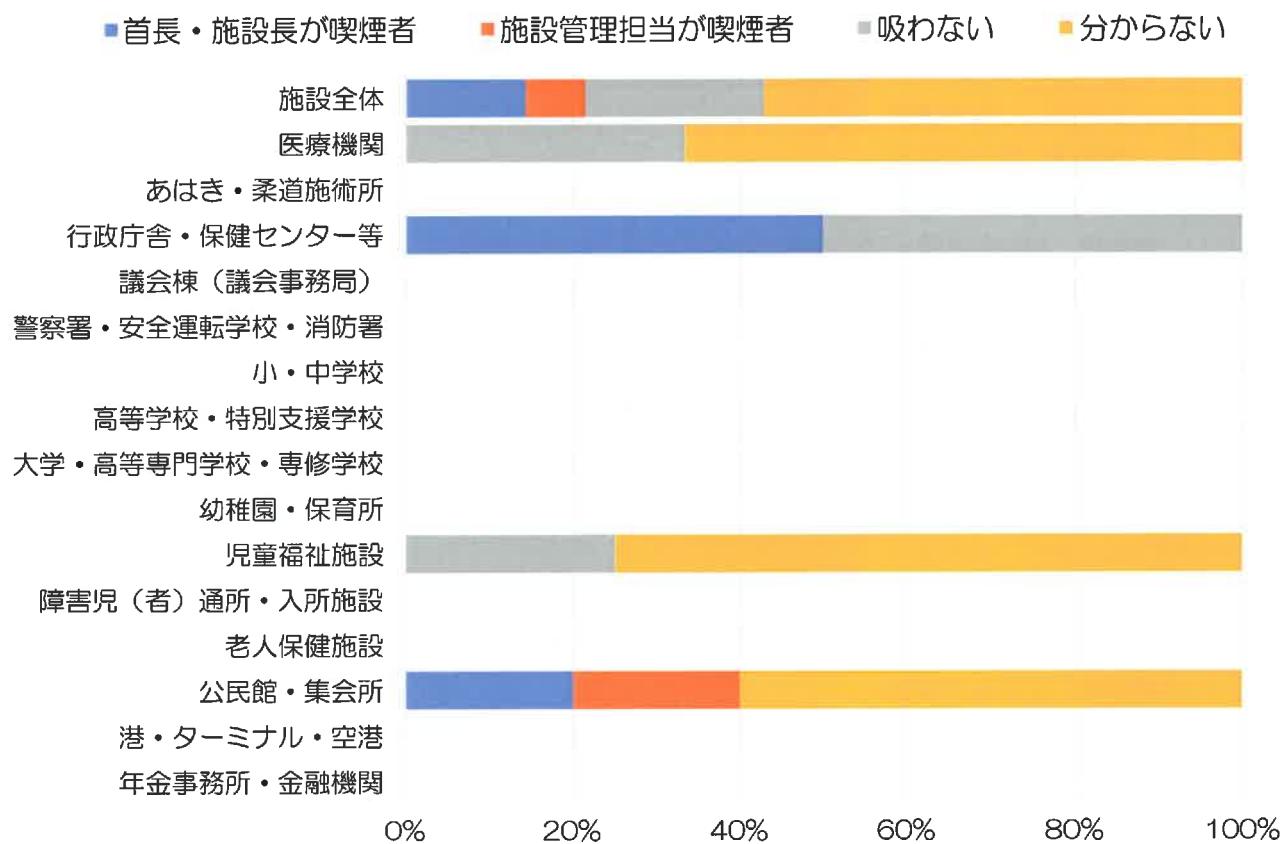
【すでに施設内分煙をしており引き続き実施】



【まだ検討していない】



【その他】



(施設カテゴリ別実数)

【施設全体のまとめ】

施設カテゴリ	首長・施設長が喫煙者	施設管理担当が喫煙者	吸わない	分からない	※N数
敷地内完全禁煙引き続き実施	14	12	63	148	26
今後敷地内完全禁煙（時期決定）	3	1	0	7	4
敷地内完全禁煙の話し合いをしている	7	2	2	8	9
敷地内完全禁煙にするための話し合いの場を探している	4	4	1	10	19
施設内禁煙を引き続き実施	16	12	18	48	94
施設内分煙を引き続き実施	7	8	8	8	31
まだ検討していない	18	5	23	43	89
その他	2	1	3	8	14

【すでに敷地内完全禁煙。引き続き実施】

施設カテゴリ	首長・施設 長が喫煙者	施設管理担 当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
施設全体	14	12	63	148	26
医療機関	1	2	13	45	61
あはき・柔道施術所	0	0	0	4	4
行政庁舎・保健センター等	0	0	8	3	11
議会棟(議会事務局)	1	0	0	1	2
警察署・安全運転学校・消防署	0	0	0	0	0
小・中学校	3	3	13	29	48
高等学校・特別支援学校	0	1	3	4	8
大学・高等専門学校・専修学校	0	0	0	1	1
幼稚園・保育所	4	4	18	40	66
児童福祉施設	3	1	6	9	19
障害児(者)通所・入所施設	0	0	1	8	9
老人保健施設	0	0	1	1	2
公民館・集会所	1	1	0	1	3
港・ターミナル・空港	0	0	0	0	0
年金事務所・金融機関	1	0	0	1	2

【敷地内完全禁煙を予定。時期も設定】

施設カテゴリ	首長・施設 長が喫煙者	施設管理担 当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
施設全体	3	1	0	7	4
医療機関	0	0	0	3	3
あはき・柔道施術所	0	0	0	2	2
行政庁舎・保健センター等	1	0	0	0	1
議会棟(議会事務局)	0	0	0	0	0
警察署・安全運転学校・消防署	0	0	0	0	0
小・中学校	0	0	0	0	0
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	0	1	0	0	1
幼稚園・保育所	0	0	0	0	0
児童福祉施設	0	0	0	0	0
障害児(者)通所・入所施設	0	0	0	0	0
老人保健施設	0	0	0	0	0
公民館・集会所	1	0	0	1	2
港・ターミナル・空港	0	0	0	0	0
年金事務所・金融機関	1	0	0	1	2

【敷地内完全禁煙をするための話し合いをしている】

施設カテゴリ	首長・施設 長が喫煙者	施設管理担 当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
施設全体	7	2	2	8	9
医療機関	1	0	1	4	6
あはき・柔道施術所	1	0	0	0	1
行政庁舎・保健センター等	1	0	0	0	1
議会棟（議会事務局）	0	0	0	0	0
警察署・安全運転学校・消防署	1	2	0	0	3
小・中学校	0	0	0	0	0
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	0	0	0	0	0
幼稚園・保育所	0	0	1	2	3
児童福祉施設	0	0	0	0	0
障害児（者）通所・入所施設	1	0	0	1	2
老人保健施設	0	0	0	0	0
公民館・集会所	1	0	0	1	2
港・ターミナル・空港	0	0	0	0	0
年金事務所・金融機関	1	0	0	0	1

【敷地内完全禁煙にしたいが話し合いの場を探している】

施設カテゴリ	首長・施設 長が喫煙者	施設管理担 当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
施設全体	4	4	1	10	8
医療機関	1	0	0	6	7
あはき・柔道施術所	0	0	0	0	0
行政庁舎・保健センター等	0	0	1	0	1
議会棟（議会事務局）	0	0	0	0	0
警察署・安全運転学校・消防署	0	0	0	0	0
小・中学校	0	0	0	0	0
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	0	0	0	0	0
幼稚園・保育所	0	0	0	0	0
児童福祉施設	0	0	0	1	1
障害児（者）通所・入所施設	1	1	0	1	3
老人保健施設	0	0	0	0	0
公民館・集会所	2	2	0	2	6
港・ターミナル・空港	0	0	0	0	0
年金事務所・金融機関	0	1	0	0	1

【すでに施設内禁煙をしており引き続き実施】

施設カテゴリ	首長・施設長が喫煙者	施設管理担当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
施設全体	16	12	18	48	28
医療機関	6	0	6	12	24
あはき・柔道施術所	0	1	0	4	5
行政庁舎・保健センター等	2	3	3	8	16
議会棟（議会事務局）	1	0	0	0	1
警察署・安全運転学校・消防署	0	1	0	3	4
小・中学校	0	0	0	0	0
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	0	0	0	0	0
幼稚園・保育所	0	0	0	4	4
児童福祉施設	1	0	0	0	1
障害児（者）通所・入所施設	1	1	0	1	3
老人保健施設	0	0	0	0	0
公民館・集会所	2	2	5	13	22
港・ターミナル・空港	1	1	0	1	3
年金事務所・金融機関	2	3	4	2	11

【すでに施設内分煙をしており引き続き実施】

施設カテゴリ	首長・施設長が喫煙者	施設管理担当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
施設全体	7	8	8	8	15
医療機関	0	2	1	2	5
あはき・柔道施術所	0	0	0	0	0
行政庁舎・保健センター等	1	1	2	0	4
議会棟（議会事務局）	0	1	1	0	2
警察署・安全運転学校・消防署	1	0	0	0	1
小・中学校	0	0	0	0	0
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	0	2	0	0	2
幼稚園・保育所	0	0	1	0	1
児童福祉施設	0	0	0	0	0
障害児（者）通所・入所施設	1	0	2	1	4
老人保健施設	0	2	0	0	2
公民館・集会所	2	0	0	5	7
港・ターミナル・空港	0	0	0	0	0
年金事務所・金融機関	2	0	1	0	3

【まだ検討していない】

施設カテゴリ	首長・施設 長が喫煙者	施設管理担 当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
施設全体	18	5	23	43	23
医療機関	1	1	2	4	8
あはき・柔道施術所	2	0	1	2	5
行政庁舎・保健センター等	0	1	4	0	5
議会棟（議会事務局）	0	1	0	0	1
警察署・安全運転学校・消防署	0	0	0	0	0
小・中学校	0	0	1	0	1
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	0	0	0	0	0
幼稚園・保育所	0	0	0	1	1
児童福祉施設	0	0	0	2	2
障害児（者）通所・入所施設	2	0	3	1	6
老人保健施設	0	0	0	0	0
公民館・集会所	12	2	6	31	51
港・ターミナル・空港	0	0	1	0	1
年金事務所・金融機関	1	0	5	2	8

【その他】

施設カテゴリ	首長・施設 長が喫煙者	施設管理担 当が喫煙者	吸わない	分からぬ	※N数
施設全体	2	1	3	8	3
医療機関	0	0	1	2	3
あはき・柔道施術所	0	0	0	0	0
行政庁舎・保健センター等	1	0	1	0	2
議会棟（議会事務局）	0	0	0	0	0
警察署・安全運転学校・消防署	0	0	0	0	0
小・中学校	0	0	0	0	0
高等学校・特別支援学校	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校・専修学校	0	0	0	0	0
幼稚園・保育所	0	0	0	0	0
児童福祉施設	0	0	1	3	4
障害児（者）通所・入所施設	0	0	0	0	0
老人保健施設	0	0	0	0	0
公民館・集会所	1	1	0	3	5
港・ターミナル・空港	0	0	0	0	0
年金事務所・金融機関	0	0	0	0	0